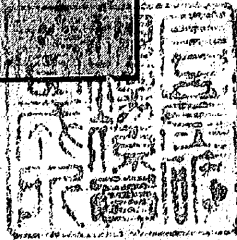


# 石炭鑛業 互助會報

第八卷 · 八月號



石炭鑛業互助會發行



昭和十六年八月二十五日印刷  
昭和十六年八月二十八日發行  
（每月一、四、二十日發行）

41

# 三井銀行

若松市本町五丁目

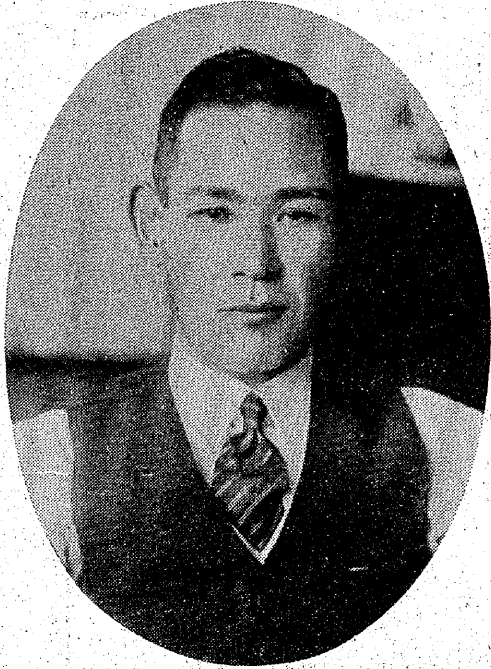
## 若松支店

電話自三八〇至三八二  
 支店(福岡二四五〇)  
 支店(下關二八四二)

### 明朗に一路増産街道へ

#### 樽崎福鑛局監理部長着任

札幌福鑛局監理部長から福鑛局監理部長に榮轉した樽崎次氏は去る八月廿八日博多驛着列車で單身着任した。氏は明治廿二年生れ、佐賀中學、第七高等學校を経て大正十五年東大治金科卒業後直ちに商工省に入り大正十五年仙臺鑛山監督局、昭和十二年福鑛局、昭和十四年興亞院、その後東京鑛山監督局を経て札幌福鑛局監理部長を經、今回の榮轉を見ても、家庭には綾子夫人との間に三男がある。氏は語る「福岡は最近までたので知り合ひも多く故郷も近いので大變心強く思つてゐる。時局下われは鑛産就中石炭の増産に一路邁進せねばならぬ。この増産目標に達する道程、官民異身同體となり明朗に一路増産街道に邁進すべきだ、何分業者の御協力を仰ぎ國家指標の増産報國にベストを盡すつもりだ」

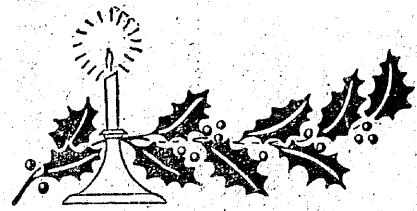


#### 井關福鑛局施設課長着任

新任福鑛局施設課長井關政延氏は八月二十五日單身着任した。氏は福岡縣戸畑市の出身、當年三十二、昭和九年九大探鑛冶金科を卒業、商工省に入り、同十三年札幌鑛山監督局に轉じ鑛業警察課長として敏腕を揮つたものである、鑛産資源の開発が愈々重視され一面勞務資材は輸送條件とともに益々窮乏となるとき、時艱を克服し増進に邁進すべく業者を指導啓發する氏の手腕の程が期待される。

石炭鑛業  
互助會報

第六卷・第八號



石炭鑛業互助會

明治天皇御製  
あか心お札とをりくふりみよ  
あらすくも迷ふことあり  
寺澤謹言

石炭鑛業互助會報八月號目次 (昭和十六年八月)

◇論 說

全國生産力擴充(水害克服)強調期間  
實施に當り勞務者諸君に懇

福岡地方鑛山部會長 (一)

石炭統制會に就いて

福岡鑛山監督局長 中村幸八 (三)

木材統制法實施に當りて

農林省木材統制課長 並木龍男 (六)

「時局偶感」 消防戰車常備隊を作れ

互助會石炭株式會社  
名譽會長 野上辰之助 (一四)

◇特 別 寄 稿

五平太のこと

火野葦平 (一八)

◇參 考

全國生産力擴充増炭強調期間始る

(三)

互助會炭販賣統制組合創立

(六)



福岡縣坑木協會設立 (三)

石炭地區別建値制實施要綱 (六)

石炭品位取締規則改正許可申請様式 (四)

互助會讀本完成 (四)

◇炭 坑 訪 問 (其ノ二)

新尾敷炭坑

清 風 生 (四)

◇法 令

賃金統制令施行規則中改正

(四)

◇本 會 記 事

重役會並に理事會並に臨時總會其他

(五)

◇炭 界 日 誌

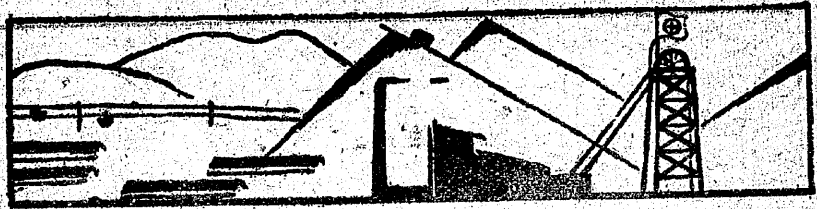
(五)

◇石炭鑛業採掘權設定並に異動

(六)

◇編 輯 後 記

(七)



營業品目

- 傳導用ゴムベルト
- 傳導用Vベルト
- コンベヤーベルト
- ニューマチックホース
- サクシヨンホース
- ホースメンダー
- 布入ゴム板
- ベルトワツクス
- スパイラルバツキング
- 其他鑛山用ゴム製品
- ブレイキライニング
- ローハイドビニオン



横濱護謨製造株式會社

代理店

波多野護謨合資會社

小倉市大阪町九番地

電話 ⑤ 0 3 2 番

振替福岡 2 5 5 0 番



全國生産力擴充(水害克服)強調期間

實施ニ當リ勞務者諸君ニ懇フ

福岡地方鑛山部會長



先日ノ大豪雨ハ私達ガ生レテ始メテ經驗シタト言ツテモヨイ程ノ猛烈ナモノデ各地ニ家屋浸水、山崩鐵道不通、堤防道路ノ決潰等ノ災害ガ勃發シマシタ。

昭和十年ニモ豪雨がアリマシタガ今回ハソレ以上ノ降雨量デアリアノ大豪雨ノ當日ハ地方ニヨツテハ田畑モ道モ一面ノ水浸シトナツテ大キナ湖水ガ出來アガツタヤウナ恰好ニナリマシタ、此ノ雨ハ農作物ヤ漁業ニモ損害ヲ與ヘマシタガ中

デモ私達ノ石炭山ハ最モ手痛イ打撃ヲ受ケマシタ。全部ノ石炭山ガ被害ヲ受ケタワケデハアリマセンガ同シ石炭ヲ掘ツテキル兄弟分ノ炭礦ガ被害ヲ受ケタノデスガラタトハ被害ヲ蒙ラナラツタ炭礦モ自分ノ所ハ關係ガナイノダト言ツテ知ラヌ

顔ヲシテキルコトハ許サレマセン。

此ノ儘ジツトシテキタラ結局ハ日本全體カラ見テ出炭量ガ減ルコトハ間違ヒアリマセン。

皆サンハ石炭ガ全産業人ノ基礎ヲ爲ス重要ナ資源デアルト云フコトニ付テハ之マデニ數十回、數百回聞イテ既ニ充分承知ノコトデアリマスガ、此ノ大切ナ石炭ガ減産スルト云フコトヲソノママダマツテ見テキルコトハ出來ナイ筈デス。

蔣政權ヤイギリス、アメリカ等ガ此ノ度ノ豪雨ノ話ヲ聞イタラシメタト大喜ビスルニ違ヒナイト思フト私達ハ「何糞コレシキノ雨ヲ閉口タレルモノカ、石炭ハイクラデモ出シテ見セルゾ、俺達ハ日本人ダゾ見損フナ」ト奮起シナクレバナリマセン。コレ位ノ災害ノ爲ニ意氣沮喪シテキル様デハ、ドウシテコノ大戦争ノ最後ノ勝利ヲ得ルコトガ出來マセウカ、寧ロ私達ハ此度ノ經驗ヲ生カシテ、二度ト再ビコノ様ナコトノ起キナイ様ニ、平素カラ充分用意シテカウデハアリマセンカ。

今ノ時代ハ何事ヲスルニモ「先ヅ石炭」デス。生産力擴充モツマル所石炭ヲ増産シ、水害ヲ蹴飛バンテ再ビ起チ上ルタメニ今度生産力ヲ擴充シ、水害ヲ克服スル爲ノ強調期間ヲ設ケテ、八月一日カラ九月三十日迄一大運動ヲヤルコトニナリマシタ、ヨロシク此ノ運動ノ趣旨ヲ肝ニ銘ジテ諸君ノ一大奮起ヲ切望スル次第デアリマス。



## 石炭統制會に就いて

為國進歩を期する者の中にも

本年七月末、國家總動員審議會第十六回總會に於いて重要産業團體に關する勅令案が検討せられ、急迫せる國際情下に官民一致國內政策の一元的進展を圖るの必要ありとし、政府原案通過場一致可決の答申を爲し、茲に其の大綱の決定を見目下公布の手續中に屬し近々の裡に實施せらるゝことゝなつた。重要産業團體令に就いては、各位は夙に御承知のこととて茲に贅言を要せぬと思惟するが、之を要約すれば、國家總動員法第十八條の規定に基く勅令で、其の内容は鑛、工業、食糧品、工業、造船業、陸運、醫藥製造業等重要産業に關し、當該産業毎に團體一統制會を結成し重要産業の綜合的運営を計り且つ産業に關する國策の立案及遂行を目的として居り、其の下部組織として統制組合を設置せんとするもので、公益優先の理念に基き指導者原理に依り所謂綜合的計畫經濟を樹立し、國家産業經濟の總力を最高度に發揮せんとするものである。

統制會及統制組合を設立すべき重要産業の種類は閣令を以つて指定されることとなつてゐるが、石炭鑛業は他の鐵鋼、機械等と共に先づ第一に之が適用を見ることゝなつてゐる、即ち石炭統制會は勅令に依り生れ出づべきものであり、既に中央に於ては其の準備委員會が出來て要綱の作成に着手してをり、地方に於いても統制組合の設立に付、着々準備が進め

られたものである。之石炭が時局下最重要資源であり、團體令が公布せられる迄拱手して待つが如き餘裕全く無く、其の公布と同時に活躍を要請せられてゐるが爲である、石炭は謂ふ迄も無く全産業の基礎であり、原動力であるが故に一日も早く完全なる統制を行ひ、各種産業並に國防に些かたりとも支障を來たさしむるが如きこと無く、之が萬全を期することを急務中の中急務であらう。

事變以來、統制はあらゆる資材、物資に及び其の範圍は頗る廣汎となつて、國民も亦漸く之に慣れ、時局の進展推移に伴ひ、巷に聞えし不満の聲も全く其の跡を絶ち、全國民擧げて之に協力支持せんとしつゝあるのは邦家の爲、寔に慶賀に堪へない所である、殊に石炭に關し事變後新に出來た二大法令たる、石炭配給統制法及石炭品位取締規則に就き之を見るも、業者各位が克く其の精神を酌み、克く之を恪遵せらるゝと共に、更に一層の増産に一途邁進せられつゝあるのは衷心より感謝に堪へない次第である、然し法制上配給方面の統制があつて、生産の統制が無かつたことは片手落ちと謂はざるを得ない、申す迄も無くすべての物資は生産と配給とが圓滑に行はれてこそ、完全なる統制と謂ふことを得よう、從來石炭は配給の統制のみ行はれて生産方面には未だ國家的統制は之を見なかつたのである尤も互助會、西部石炭鑛業聯合會、宇部鑛業會等地方的には自然統制を實施して、其の功見るべきものがあつたが、國家全體よりするときは、隔靴搔痒の憾無しとしなかつた、殊に日本石炭株式會社が設立せられ、石炭の配給統制が行はれるに至つては、どうしても茲に石炭生産統制の機關を必要とするに至つたのである、日本石炭會社創立當時、統制事務に習熟しない爲、巷間之が是非に付、多少の論議があり、中には杞憂を抱く者を生じ「日本石炭が出來た爲混亂を起した、生産統制會が出來れば、更に混亂を極めるであらう、徒に平地に波瀾を起すは不可だ」とて、暗に統制會反對を仄めかしたのも皆無ではなかつたが、事變の進展と共に、國際情勢は次第に微妙深刻を極め、今日では好むと好まざるとに拘らず、生産統制を必須とするに到つたので、

ある、生産あつての配給であり、生産の統制は看様に依つては配給統制以上に緊要事となつて來た譯である。

最早今日に於いては個人の利益のみを云々するを許されない、生産業者も自分で掘採した石炭を自己の利益の爲めに販賣する、儲かるから炭を採ると云ふ見解を放棄すべきである。取つて、石炭鑛業に限らず、自己の利益を追求することが延いて國家を裨益すると云ふ考へ方は數年前迄のことで、現今にては先づ物事を國家本位に考駁し、國家の生々發展を第一に期し、先づ國家を利し其の結果として、個人も亦餘慶を得ると言ふ、所謂公益優先の理念に依るべきであらう。

統制會の内容に就いては未だ茲に詳に之を述ぶるの自由を有せない、何れ適當なる機會に適當なる方面より詳細なる説明があらう。が、統制會も唯統制のみに墮すべきでは無く、資材及勞力の不足を克服し技術、經營の合理的改善を行ひ、極力將來の大増産を期すべきである。幸に石炭鑛業界には頗る人材が多い。必ずや名實共に、兼ね備つた立派な統制會の誕生を見、我國の石炭の合理的生産統制が行はれるであらうと期待してゐる。

業界各位は一元的石炭生産統制の眞意義を體得せられ、協力以つて統制會及統制組合の健全なる發達を支持せらるゝと同時に其の統制が一層圓滑に且つ效果的に遂行せられ、國運進展に寄與せられむことを切望して止まない次第である。

X X X X X X X X



# 木材統制法施行に當りて

農林省木材統制課長 並 木 龍 男

七月十八日福岡縣教育會館に於て農林省並木材統制課長は今回施行せらるべき木材統制法について講演を行つたが九州各地の關係業者堂に溢れ頗る盛會であつた。本文は即ちその時の並木課長の講演要旨で文責もとより記者にある。

木材統制法が來月八月一日から實施せられることになりまして、いよ／＼實際に運用されることになつてまいりました。これからの／＼皆様に御迷惑をかけることと思ひますが皆様の御協力によつてその目的を達したいと考へて居ります。この意味に於て本日この統制法につき、お話を申上ぐる次第であります。内容に入る前に本統制法が生れるまでの経過と農林省がこの統制法の施行さるゝにあたり、今日までどんな仕事をして來たかと言ふことを先づお話しして見ようと思ひます。

木材が事變下に於ける重要な資材として、時局に浮びあがつて來たことは改めて申すまでもありません。これは何も今日になつて重要になつたのではなく、昔から重要であつたのであります。住宅用として即ち建築用材として過ぎなかつたものが事變以來、特殊用途即ち軍需用、それから本縣として大きな地位を示してゐる、炭坑用坑木（これは石炭増産の爲絶對必要であります）人絹、スフ、新聞紙等廣範圍に亘つて重要視されるに到つたのであります。

この尨大需要に對して無制限に供給を充たすことは出来ませんが、一定量は確保しなければならぬことになつてまいつたのであります。更に大陸に進出するため電柱、枕木これ又絶對に必要なもので一定量は出さなければなりません。東亞

共榮圈達成にそなへて、丸坊主になつてゐる支那大陸を長期に亘つて賄ふことは、我國に與へられたる使命であらうと思ひます。又最近住宅難打開の爲住宅營團が生れ、勞務者住宅の建設が次々／＼に生れて來る始末であります。斯様にし

て需要は増加に増加を重ねて來たのであります。これが昔であつたなら需要が増加すれば値段は上る、値段が上れば引合ふからいくらでも山から出す、需要と供給はチヤンと保たれ極めて圓滑に行はれるのであります。しかし今日では需要がふゆるにしたがつて價格があがつて行くのをだまつて見て行くわけに行かない、政府の低物價政策に副ふて行く爲には、第一に木材の最高價格を決定しなければならなくなつたのであります。これまで所謂九、一八價格にストップして、とにかく押へたのであります。相變らずの思惑買と大陸への移出等の關係にて餓上りに上り、停止することを知らない有様でありまして、一日も早く公定價格の設定を各方面から要求せられて來たのであります。

さりと申せばこの公定價格設定は容易ならぬ問題であります。何しろ木材の種類が多い上に規格がいろいろ／＼でありまして、これが公定價格を定めるのはなか／＼困難であります。早く決めなければならぬと思つてゐながら、成案を得るに至らずやつと昨年末になつて、先づ針葉樹の値が決り、やがて闊葉樹の値も決まり、更に最近に到つて特殊用材パルプ、電柱、枕木等特殊なものも決り、價格政策も調べて來たのであります。價格について規格も定めまして、これで低物價政策に先づ副ふことが出来るやうになつたのであります。

價格の決め方は他の品の様に生産費を元としてゐませんが、木材の同じものに二つの價格がないと言ふ建前から、市場より産地の方へ計算して行く逆算の形になつてゐます。規格についても大きな問題が山のやうにあります。即ち建築様式の單準化輸送等の關係よりする日滿支木材共通規格制等數多數へらるゝのであります。



かやうにして木材統制法は先づ價格の統制から手をつけられたのであります。こうなれば需要と供給を圓滑にと云ふわけには行かなくなる値を釘付けされたため需要と供給の間をボツンと立ちきられたのでありまして、生産に對しても延びなやみを與へるのであります。尤も今日迄は需要にまかせて亂伐、間伐を行つて來ましたが、これは誠に憂慮すべき傾向でありました。木材の資源にも自ら限度があることでありますから、むやみに供給をのばすことは出來ない、どうかして生産方法を講じなければならぬし、一方消費部門に對しては、最も緊急なるものからやらねばならぬ。所謂使用を重點主義によつて行ふも致し方なしと考へてゐるのであります。これも又困つた問題であると思ひます。

次に木材生産に必要な資材勞力が不足してゐますし、その上木材の輸送が昨年來極めて憂慮すべき傾向を示して參りました。生産に對する條件は極めて不満足であります。すべてが不足で窮狀であります。時局柄鐵石炭の増産にも力を入れねばならぬが、農林省として最も大切重大なのは食糧自給、食糧増産でありますから、その犠牲は木材の方にふりかゝつて來た觀がありますと言ふのは、一つには從來木材界が統制から遠ざかつてゐたので、他の生産部門より取りのこされて今日まで自由主義で來たためであり、その爲今日では悪い條件が襲ひかゝつて來ました。其の上業者が個々バラバラに事業を營む爲、悪い條件を更に悪くしました。即ち資材を得ようとして無理をする、勞力不足の爲勞銀を上げる、輸送が逼迫する(米、石炭等優先的に輸送せられ木材は後廻はしとなる)殊に木材は目立つので遠慮會釋もなく輸送計畫から除いてしまつた、それでは困ると云ふので我々は當局に出掛けて行つて送つてもらふやうにすると云ふわけです、我々はまるで木材の事情に拂はつて居りながら、其の實輸送の爲に働いてゐるやうなものです。なか／＼思ふ通りに行かない海上輸送についても其の通り、この冬までに樺太材、北海道材を入れようと萬難を排して努力してゐますが、なか／＼困難です、強ち船の爲ばかりではありませんが――。

斯様な悪い條件の下に果して生産能率を向上することが出來るであらうかと實は心配にたないものであります。

それを幾分でも緩和するためには配給統制を行ふ外はない、それも機構をきめただけでは駄目であり、この配給統制法が出來ると早くも増産奨励金を見越し、業者入り亂れて正に百鬼夜行の形です。生産地の者が大都會へ出て行つて直接消費者へ賣る、反對に消費者が直接産地へ行つて買ひつける、マジンの擴張も細張も、此の様なことでは折角の統制も從來のセヤーの關係もメチャ／＼になつてしまひます。即ち日本木材統制會社及地方木材統制株式會社を設

以上はやうなことを參酌し、木材統制會を立案したのであります。即ち日本木材統制會社及地方木材統制株式會社を設立して、これによつて運営して行きたいのであります。統制會社を作るにしても會社をトンネル會社にしたくない。二分三分の口錢を取るだけなら、至つて簡單で木材統制課長も樂であります。それはただ統制手數を重ねるだけで、木材界の最も必要とする木材生産は望めないであります。つまり今度は一番面倒な生産統制が加はつて來たのであります。

どちらかと云ふと配給統制は簡單でありまして、大ブロック制度として問題は解決致します。別に今回のやうに地方木材統制會社を必要としません。然し一步進んで生産統制をやらうとすると、いろ／＼な困難があつて皆様の御協力なくしては到底この目的を達成することは出來ないのであります。又我々も餘程決心を固めてかゝらねばならぬと思つてゐる次第であります。

生産と配給を一元化する爲には林業者、木材業者ともに新體制を打立てて、百尺竿頭一步ではない百歩進め、或る程度の犠牲はこれを堪へしので行かねばならぬのであります。舊體制の爲、木材界が他産業から獨り取り残されて居ることを思はねばなりません。斯様な意味に於て、木材統制法は林業者は勿論のこと、消費者の大口、小口を問はず、大なり小なりの影響を受けます。

それでは統制會の内容について申上ります、今申した如く木材統制法に價格統制、生産統制、配給統制（製材統制を含む）に加へて更に消費の規正を行ふ仕組になつてゐるのであります、本法第一條には「本法ハ木材ノ生産ヲ確保シ其ノ需給ノ圓滑及ビ價格ノ公正ヲ圖ルコトヲ目的トス」とありまして價格の適正を期することをもはつきりと書いてあります、茲に生産を確保すると言ふのと生産を無制限にすると云ふ意味ではありません、國家が必要とするだけを確保するのであつて間伐濫伐抑制林源開發を行ひ合理的増産に邁進する意味であります。

需要と供給の圓滑を圖ることは先のべた三つの原因から甚だ困難であると思はれるのであります、極力努力しなければならぬと思つてゐます。價格につきましても、價格の間の外に規格の間の撲滅を圖るべく、近き將來に細目を作り一日も速かに規格を整備し價格の適正を期する考へであります。從來のやうに大きな利益がない代りに業者が安心して仕事をやつて行けるやうにしたいと思います。

これで迄は遺憾ながら森林の面積や年産額などはつきりしてゐなかつたのであります（國有林分明、民有林不明）こんな風で基礎なしには統制などは出来ません、至急これが精確なる調査をして計畫的に生産を進めて行かねばならぬのであります、どう言ふ風に實行するか、それについて勅令の附則にある立木伐採規則があります、これは木材統制法のやうに永久法ではありませんが、恒久的なものであつて決して臨時の措置ではありません、従ひまして民有林は施業案に依つて植林したり、伐採したりするので、立木伐採規則はこゝに二、三年間一番中心になります地方に基本調査をお願いしてゐますから、この内容を検討して植伐計畫（附帯施設）をも含めて行はうとするのであります、先づ五年計畫を立て立木割當制の下に出さしめるのであります、林業家は兎角大山持に集中せられてゐますが、なか／＼材木が出てくると、これ等山持はその立木を愛するが故にどうも可愛想で伐れないらしいのであります、しかし今日時局を考へますと、可愛い

我が子をお役に立てる意味で育てた木が役に立つときが来たのでありますから、どし／＼出すと云ふ考へで居らねばならぬと思ふのであります、これらの植伐計畫については地方廳、木材統制委員會の方々にお願いしなければならぬことが多からふうと思ひます。

森林法によれば林業家は製材や販賣までやつていゝと云ふことに規定されてゐましたが、それは木材統制法が生れるまでの考へであります、無やみに製材工場を作れば忽ち過剩を來たすのであります、森林法と木材統制法と矛盾してゐると言ふ人がありますが、決して矛盾ではありません、一體これまでの木材関係者には極めて懇懇すべき業者がありました。立木を個人で賣つたりする關係上、いろ／＼無理なところが多く、先年米材がながれて來る時我が國の木材が二束三文になり林業家が随分苦しんだこともあります、しかし日本社が中央に出來ましたからもう價格暴落の爲、苦しむことはないのであります、將來輸入せられても内地の公定價格とにらみ合せて材業者の制定を害することはありません。要するに目の慾は慎んでもらひたいのであります、山林資源を基準として、合理的方法を以て統制を行はんとする者の衷情を御含みとり願ひます。

先日石炭増産用坑木の供給の爲、各生産に對して多大の犠牲を拂つて割當により出して戴きましたが、若し出して戴かないやうなときには、立木受渡命令に依り、出して貰はねばならぬことになるのであります。この手續きは勿論慎重に致しますけれども、どうか法の意圖する精神をおくみとり願ひます。法を背景として精神を活用せんとするのであります、まだ地木社が出來ませんので出來ますまで、各府縣の中樞體を木材業者とむすびつけて立木強制割當は極力諒解あるやうな方を行ふ方針であります、この際の價格であります、これはやはり公定價格通り逆算方法を取つてゐます。

即ち「當該立木ヨリ生産セラルベキ森林ノ最寄市場價格ヨリ伐採費、造材費、運搬費其他ノ經費ヲ控除シタル額ヲ基準

トス」とありますので中にはとても引合はぬやうなことになるはしないか、と恐れてゐる人もあるやうであります、しかしこれは基準を示したのであつて、實行に當つてはよく研究し、無理のないように致す者であります、生産費を制することは當低考へられない、生産費をカバーしなければならぬのは當り前であります、決して無理なことは致しません、調査して適當なりと認められた時は運賃等負擔することもあらうと思ひます。

日本木材統制株式會社は事業を着々開始し、近く實效を表はして來ることと思ひますが、日本社の仕事は第一に全國的木材の調整で木材の移出入も一手に引受けてゐるのであります、第二木材の生産に必要な資金の融通又は投資、第三生産の爲の資材の配給及び附屬事業として輸送計畫の樹立であります。

地木社は國內木材生産配給の機構を持つことになつてゐますが、業界に急激な變化を與へませぬやう、併しあまり個人的總意を發揮することがないように、つとめて全體的總意に立脚するやう考へてゐます。この地木社の條項は勅令を以て定められることになつてゐます。

徒に形にとらはれることなく速かに生産機構を統一し、地木社を完成しなければなりません、要するに國家管理を完備し、いざとなつたらサツト立ちどころにやれるようにしなければならぬのであります、九州地方は九州一圓をブロックとした方がよいと考へてゐますが、應急の處置に依つて對處せねばならぬし、理想と現實の中に苦しんで居る次第であります。

こゝで私がお願ひしたいことは、大消費地北九州の皆さんが資本を生産の方に打ち込んで貰ひたいことであり、ただ資金を商業取引のみに使はず、生産方面にどしどし廻はしてほしいことでもあります、既に生産資本として投下されてゐまして非常に期待すべきものがありますから、これを引上げないやうに願ひたいのであります、尙若い元氣のある人はど

し〱山に入つて戴きたいものであります。

次に營業許可制になりましたことについて申します、これは木材業者をこれ以上増やすことになつては、今でさへ過剩の爲め苦しんでゐる業界を更に紛糾させることになるので、今後は一許可を得なければならぬことになつたのであります、現在營業してゐるもので、三月前からの者は許可になつたものと見られることとなります。

營業許可制の大きな目的は統制の強化でありまして、能率發揮時代低物價時代に於て、誠に能率の悪い或はあまり無理な仕事をしてゐる工場等は此の一ケ年間企業合同計畫を樹て、中核體の下に整理統合し、一ケ年後には新事態に即應して行きたいと思ふのであります。

營業許可制の對稱となるものは所謂木材の買入、若くは賣渡し又はその代理、若くは媒介の業務を行はんとするもので木製品は含んでおりません、仕組板、ベニヤ製材は含みます、これを營業所毎に地方長官に届け出づることになつてゐます、資格も、従來のやうに自轉車と折靴だけ持つて走りまはるやうな者はいけない、一定地域に店舗を持つて繼續營業してゐるものに限られるのであります、木材業者をへらして極力能力をあげるのが目的ですから、火災等の場合も故意のものなら再許可しないやうなことになるかも知れません、尙小さい業者が淘汰され、大きな業者が残るとは決つてゐません中には小なりと言へども地域上どうしても存置せねばならぬやうなこともあるのであります、こうして結局は幾らかへるわけですが、残つた方が消へた方の面倒を見るやうにといふ相互扶助の氣持は最も必要と思ふのであります。

時	局
偶	感

## 消防戰車常備隊を作れ

互助會石炭株式會社名譽會長 野上辰之助



「ナアーニ俺れに何んでもよいから話せといふのか、突然だから用意も準備もしてゐない」と不意の來襲に面喰つたが語り出すや滔々懸河の辯、政治、經濟、文化等總ゆる方面に亘り堂々數千言此所小倉の野上辰之助別邸應接室、曆のうねでは秋といふが晝なかは仲々厳しい暑さ、併し植込みの木立から夕蟬の鳴き聲を運んで涼風が流れ込んでくる、氏は人も知る如く石炭鑛業界には稀れに見る博識卓見、論ずるところも數年、或は數十年の將來の事であるから、一見奇異の感を抱くこともあるが、勞働手帳法實施の如く氏が數年前荐りに提唱政府に進言したものがヤット今日實を結ぶに至つた如く豫言が的中する、また氏獨特の所論はこれ言々句々愛國の熱誠の迸りであり憂國の悲憤慷慨で玩味三省せば示唆裨益する所尠からざるものがある、本論も亦緊迫せる時局下に於ける國民の奮起を促す警鐘であり、教訓でもある。

歐洲の大戦は第二次世界動亂の危機を孕み情勢は刻一刻緊迫の度を加へ來つてゐる、我國も亦外樞軸國との提盟を堅ふし支那事變を完遂し大東共榮圈の確立に邁進しつゝあるが、戦争による武力戦は或は近い將來やむ事がないとも限らぬが

その爲好むと好まざるとに不拘地圖の塗變へが行はれ、現有勢力分野等模様は變らうと思はれるが、國家の總力を發揮すべき國家統制は恐らく半世紀或はそれより以上、依然強化持續されるものと覺悟せねばならぬ、然らば今次大戦後に來る如何なる國々は榮え、どこどここの國が地圖の上から抹殺されるか、蓋し興味ある問題であらう、私は地形天恵の天地の恵みに浴し、資源豊かな國々はよいが、それ以外の國々は何を持つて生存して行くかを思ふ時、アメリカは地の利と天恵に恵まれた國柄ではある、これに引きかへ我國は甚だ恵まれざるものである、これを思ふと東亞共榮圈の確立、その圈内に於て自給自足を計り得べく、一日も速かに企圖せねばならぬことは言ふ迄もない、然し如何に物資には富んでゐても、地の利は得てゐても肝心の人的資源に於て枯渴したならば國家の存立は到底望まれまい、特に天與の恵みに薄い我國に於ては天地の足らざるところを補ふ可く何よりも人的資源を確保することが、先づ何よりも痛感される、人的資源を確保し有効適切に利用せば總ゆる資源難の克服また不可能ではない。それに關しては人的資源の根幹をなす住宅の改善と教育の刷新を計ることを先づ第一に擧げねばならぬ、こゝに基底を置き極力無駄を排除することである。

由來教育の振興衰退はその國家に影響し、教育の盛んな國々は榮え、これに反し衰亡の國が亡ぶることは過去の歴史が繰り返した事實である、しかもわが國の教育の現状を見ると、餘りにも無駄が多過ぎるのには一驚し、改善刷新すべき幾多の事柄に直面してゐる。例へば現在使用されてゐる文字が東洋文化の建設に役立ち今日に至つた事は言ふまでもないが、「カタカナ」「ヒラガナ」を覚え込んだ上何千、何萬といふ漢字を詰めこまねばならぬのと歐米のABCの基本文字二十六字の組合せによりて事を辯じ得ると比較するとき、その基本文字を覚え込む努力の點、竟り何十何百倍かの其所に無駄がある、この文字の覚え込む努力だけを仕事や學業の上に利用すれば大したものである、この點は世界情勢を見通し非常時には非常時に對處するだけの文字の新體制を考へねばならぬ、廢國以來使用し來つた日常使ひ慣れた文字の舊習を根本

的に打破するといふことは容易の業ではあるまいが、容易でないといつてこのまゝ過すことは延いて東洋民族を後退せしむるものであるといつても過言でない。一日も速かに列強に伍し得るだけの文字の新體制を確立し、有用の人物養成に努力するやう官民一體となり考究すべきであるまいか。

次いで住宅問題も同様である、都市集中の結果都會地で住宅難に喘いでゐるのは想像以上である、厚生省が緩和策として住宅營團により住宅建築に乗り出したことは洵に結構だが、所謂雀の涙ほどの効果より期待されぬが、無いよりも増しな事は言ふまでもない、それより一步を進め大都會集中主義より地域分散方針をとる事が考へられる、構造にしても現在の藁葺、瓦葺では空爆、火災の際は一堪りもない、皇國は幸にしてまだ嘗て空爆を受けたことがない、また受けるやうな事が有つてはならぬ、けれども世界の情勢の變化に依り、かくの如き事があり得るものとして對處する事は決して杞人の憂ではあるまい、住宅に關連して衣食の點も改善刷新すべきは躊躇、逡巡することなく斷行することである、日常の炊事にしても些細たる事だが、共同炊事にしたならどれだけ無駄が排け、集團生活による共同團結心の涵養に資するか判らな

5。火災に就ては屢々東京其他で現状を目撃し、悲惨そのものより消火方法を更らに工面、工夫すべきを痛感し、門外漢ながらいろいろ研究して見た結果、こゝに「消火戰車隊」——假稱——の組織を提唱する、この消火戰車は大體戰車類似の構造を必要とするが、火事があれば塙でも垣でも、また家でも押し潰して進み、かつ火災の眞只中に突入して自由自在消火の機能を發揮し得る設備の物たるを必要とする。即ち戰車の如き裝備に、①引倒す設備 ②突き倒す設備 ③持ち上げる強力な設備 ④措置式の救助器設備、それに肝心の消火器を備へつけることである、戰車操縦の人とガソリン機關が火中に這入つても堪へ得るやう、かつガソリンに引火爆破せぬため機關の周圍はドライアイス補給の方法を講じて置く。猛火炎中

に潜む關係上操縦室には勿論酸素發生器も用意する。

斯様な七ツ道具を具備した消火戰車を作り、火災に對しては壓縮による消火方法と水を利用して消火する二つの方法を考案する、五六百馬力の戰車なれば相當な速力も出やうし、またこの位の設備だつたら左程無理な考案發明でもなく、敢て痴人の夢とけなされ相でもない、元寇襲來の際には當時の攻防戦が編み出され、戰國時代、平安朝時代、明治、大正、昭和時代となれば、また其時代に相應はしい生存用式が生み出される、かくの如き裝備の消火戰車隊を全國各地に常置し萬一に備へ、待期の姿勢に置く、わが國は今將に世界の戰國時代の眞只中に生存してゐると覺悟せねばならぬ、例へ何時空爆を受けやうとも、いつ何所に火災が起きやうとも最少限度の被害で喰ひ止めるやう、對處することは所謂、高度國防國家完遂の一環として實現の速やかならん事を祈念してやまぬ、またやまぐにである我國は森林の防火と資材の確保に思ひを及ぼさねばならぬ、一度山火事に遭へば數百町歩數千町歩が隣り間に烏有に歸し、消火に手を焼くといふが如きしは、耳にする所である、これも森林には防火地帯を設けてさへ置けば延焼もまぬがれ、資材の確保ともなる。





々にも呼ばるやうになつたのである、島津公が瓦斯燈を點したことは有名な話であるが、それが何の瓦斯であつたかは文献になくて最近まで不明であつたのであるが、近ごろ發見した側近者の日記によつて石炭瓦斯であつたことがわかつたといふ。福岡藩からは相當多量の五平太が鹿兒島に齎されたものと思はれる。先日、上京した折、ある友人にあつた、その人の細君が岡山附近の人であつたが、私の方では、今でも、石炭のことを五平太といひますとのことであつた、四國でもいふところがあるらしく、五平太の名は昔から、随分、廣く流布されてゐたやうである。

宇部でいふのは當然であらうが、しかし、宇部の近郊に五平太がゐたといふことは、すこし、どうかと思はれる。傳説の本家争ひをするわけではないがやはり、五平太の本家は九州の方が妥當のやうだ、その本家に名物がなく、分家の宇部に五平太饅頭があるのは、すこし残念ではあるが。

頃日、福岡で古本屋を漁つてゐるうちに、「若松繁昌誌」といふ一本を見つけた、珍らしい本ではないかも知れないが私は初めて見る本だ、明治二十九年九月の發賣、發行所は若松活版所、小塚天民居士編纂となつてゐる。その三八頁に、「石炭發見の時代」の項があり、次の一節がある。

「又、華菱堂の記に、石炭は中國九州より多く出せり、俗に五平太と云ふ、按ずるに其初五平太といへるもの掘出せし者ならん乎鑿濱の薪に代へて之を用ひたり、而して五平太なるもの、常に諸國を廻り石炭ある山を鑑定して、價を極め買取りては之を採掘せり」

これに依ると、五平太は専門的な鑛山師であり、宇部などにも立ち寄つたことがあつたのかも知れない。

また、五平太とは、單に石炭發見者といふのみでなく、一つの組合企業形態つまり、五平太は五兵衛座であり、五兵衛なる者の經營したその時代の合理的な石炭採掘組合のことであつた、といふやうな説を聞いたこともあるが、眞偽のほど

は知らなす。

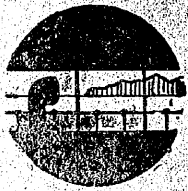
石炭は、煤炭、石墨、鐵炭、焦石、燃石、焚石、烏金石、などと、いろいろ呼ばれたらしいが、五平太といふのは、いかにも野趣があつて、適はしい稱呼である。もうすこし、五平太のことを知りたいと思ふが、不聞のため、なにもわからない、御教示を得ば幸ひと思ふ。(八月三日)

福 鑛 劇 團 上 演 用

脚 本 募 集

- 一、脚本内容 清新發刺明剛健ナル鑛山生活ノ内容ヲ端的ニ表現スルモノ
- 一、用語 標準語若シクハ地方語
- 一、長さ ナルベク一時間程度ニシテ登場人物八名内外ニテ實演シ得ルモノ
- 一、應募資格 原稿用紙(二十字二十行詰)ニテ五十枚以内
- 一、締切 鑛業人(職員タルト勞務者タルトヲ問ハズ)但シ鑛山名及職名ヲ必ズ明記ノコト
- 一、發金表 第一次締切〓九月二十日限、第二次締切〓十一月三十日限
- 一、賞金 第三次締切〓一月三十一日限
- 一、注意 本部會機關紙「鑛業報國新聞上」紙上採用作(上演セルモノヲ言フ)一篇ニ付五十圓
- 一、宛先 佳作ハ一篇ニ付三十圓
- 一、宛先 伊作品ノ著作權ハ一切本部會ニ歸屬スルモノトス
- 一、宛先 口作品使用ノ場合ハ必要ニ應ジ其ノ一部ヲ改變スルコトアルベシ
- 一、宛先 ハ應募原稿ハ一切返却セズ
- 一、宛先 ニ應募脚本ト表書ニ朱書スルコト
- 一、宛先 福岡鑛山監督局、福岡地方鑛山部會
- 一、宛先 福岡市土手町二〇 福岡地方鑛山部會文化部

福 岡 鑛 山 監 督 局  
福 岡 地 方 鑛 山 部 會



# 参 考

## 全國生産力擴充増炭強調期間始る

福鑛局、福岡地方鑛山部會では今回の水害を受けた被害

### 實 施 要 綱

を速かに復舊し、尙その間の減産を一學に取返さすものと一大運動を起すこととなり、全炭鑛こぞつて、八五運動、二一線突破運動に協力すべく、通牒を發し、いよいよ八月一日を期して、福鑛局管内全鑛山強調期に入つた。



#### 目 的

今次豪雨ニ因ル被害ヲ速ニ復舊スルト共ニ之ニ因ル減産ヲ補填スル爲ニ増産ニ邁進シ併セテ水害ノ根絶ニ關シ萬全ノ措置ヲ講ジ更ニ進ンデ將來特ニ今下半年ニ於ケル出炭ノ準備ノ完備ヲ期スルモノトス。

#### 期 間

自八月一日 至九月三十日

#### 指導機關

- 福岡鑛山監督局
- 福岡地方鑛山部會
- 日本鑛山協會福岡支部

#### 趣旨ノ普及徹底

- 講演會懇談會ノ開催ホ
- スター、ピラ等ノ配布
- 映畫新聞ノ利用等ノ方
- 法ニ依リ本運動ノ趣旨
- ノ普及徹底ヲ期スル

#### 實施事項

八月一日國旗ヲ掲揚シ最高責任者ハ従業員ニ對シ本期間設定ノ趣旨ヲ明確ニ宣言シ左ノ實施事項ノ完遂ヲ神前ニ誓フ事

#### 生産力擴充對策

- ① 坑内ノ整備



#### 水害對策

- ① 水害ノ復舊
- イ、坑道ノ修理

ロ、運搬設備ノ復舊

ハ、採炭切端ノ復舊整備

ニ、坑道施設ノ復舊整備

- ② 水害防止施設ノ整備

イ、原因ノ糺明

ロ、防水工法ノ樹立

ハ、防水工法ノ實行

- ③ 水害ニヨル減産ノ補填

福岡鑛山監督局ヨリ追加

割當量ヲ指示セラレタル

モノハ別紙追加割當量ヲ確保スルコト



イ、坑道ノ改修

ロ、運搬設備ノ改善

ハ、採炭切端ノ整備

ニ、坑道掘進ノ促進

ホ、新坑開鑿ノ促進

ヘ、保安設備ノ完備

② 坑外ノ整備

イ、運搬設備ノ改善

ロ、選炭及積込設備ノ改善

③ 稼働率ノ増進並ニ移動防止ノ徹底

イ、稼働率ノ目標ヲ設定スルコト

坑内稼働率目標ヲ最低八五%トシ之ヲ「八五運動」ト稱ス

之ヲ各坑内勞務者ニ就テ考ヘレバ一ヶ月稼働目標日

數ヲ二十一日以上ト定メ「二十一線突破運動」ト稱ス

通常八五%以上ノ坑内稼働率ヲ示ス炭礦ニ在リテハ

更ニ高率ヲ目標トスルコト右目標ハ隣組常會職場懇

談會鑛業報國役員會等ニ於テ必ズ之ヲ實行スベキ旨

申合セテ爲サシムルト共ニ例ヘバ「八五運動」「二十一

線突破運動」ト書キタルビラヲ坑口其他見易キ場所

ニ掲示スルコト

ロ、種々ノ賞與手當ヲ整理シ出勤賞與制ヲ制定スルコ

ト

例ヘバ一日入坑毎ニ支給スル入坑手當ヲ廢シ月二十

萬以上出勤シタル者ニノミ支給スル出勤賞與トナス

ガ如シ

ハ、主婦兒童ノ坑口歡送迎ノ勵行

例ヘバ昇坑スル勞務者ニ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ勞

務者ヲ慰安スル爲坑口ニ洗顏用冷水ヲ用意シ又ハ鹽

茹馬鈴薯ノ串差シヲ饗スルガ如シ

ニ、皆勤勵ノ續行

従前ト同一ノ方法ニ依リ八月十日ヨリ實施ヲ續行ス

ルコトトシ用紙ハ別途送附ス

ホ、萬相談所ノ設置

勞務者ノ一身上ノ相談ニ應ズル外日常生活作業ニ關

スル不平等ヲ聽キ勞務者ヲ指導スル機關タラシムル

コト

ヘ、賃金統制令及移働防止令ノ嚴守

④ 能率増進對策協議會ノ設置

イ、組織

會長ハ所長又ハ礦長トシ協議員ハ炭礦職員及ビ勞務

中ヨリ會長之ヲ命ズ

ロ、協議事項

1. 勞務者一人當出炭量増加策

2. 昭和十年以降ニ於ケル能率減退狀況ノ調査及其ノ

理由ノ究明

3. 半島人ノ能率狀況ノ調査及能率向上對策

4. 施設ノ機械化方策

5. 作業現場ノ改善及勞務者ノ配置

6. 季節及就業時ト能率トノ關係

7. 作業場交替制

8. 作業場ニ於ケル作業時間ト休憩時間トノ關係

9. 勞務管理組織ノ整備

10. 賃金額及賃金支給方法

11. 其他能率増進ニ關スル事項

ハ、協議會ハ成ル可ク鑛業報國會ノ常置機關タラシメ

少クトモ月二回之ヲ開催スルモノトス

ニ、協議會ト同種又ハ類以ノ既存團體アル場合ハ新ニ

右協議會ノ設置ヲ爲サズ當該既存團體ヲ活用スルヲ

以テ足ル

ホ、協議會ニ於テ確立シタル對策及調査ノ結果ハ之ヲ

毎月末鑛山監督局長ニ報告スルコト

## 互助會炭販賣統制組合創立

互助會炭販賣統制組合創立總會は昭和十六年八月八日午後一時より若松商工會議所に於て舉行、定刻先づ川原庶務係長より全員宮城遙拜、續いて默禱したる後富岡庶務部長出席人員の報告、次に武内本社事務取締役より、

本日は御多忙中にも拘らず多數御出席を得ましたことを感謝致します、過般創立準備會を催しました際に、大體創立の趣旨を申上りました通り、石炭が諸産業中の第一に指を屈せらるゝことは、皆様の御承知の通りであります政府が石炭の重要性に鑑み、これの統制を行はんとするのは、蓋し國家として當然であらうと信じます、然し乍らそれぞれの社會には、各々その社會組織の事情がありますから、從來の組織と云ふものを、急激に改變することは甚だ困難であります、殊に石炭の如き、石炭品位令

が施行せられて居りますが、この取締を行ふ旨意が非常なる苦心をしてゐるのをみましても、如何に石炭鑛業の複雑なるかが分ると思ひます。

皆様方はこの重要産業に従事する生産業に缺く可からざる機關として今日まで進まれて来たのであります、實體を知らない方面に於ては唯表面のみ見てゐるため、中間に介在する機關として、昨年、「昨年來中央に於ける話題となつたのであります。

日本石炭創立せらるゝや皆様は指定販賣人と云ふ名目の下に、相變らず炭坑業務の一部門を受け持つて居られるのであります、今度更に一步進んで整理統合のことが新に起つて来たのであります、

私共生産團體たる互助會は其の間に處して、皆様方が常

に炭坑に對し、或は融資をし、或は援助し、石炭増産の手足となつて、盡力して下さることをよく知つておます實體を知らない、ある一部の識者なる者は、この間の事情を必ずしも知らないのであります。實は、整理統合の建前から西部石炭の様に、一坑一店主義を行ふ様に云ふ命を日本石炭から受けましたし、其後も日本石炭からも責められますので、こゝに何ものかこれに代るべきものを設置しなければならぬことになりまして、本日この互助會炭販賣統制組合の創立總會をみた次第でありますこの前準備委員會の時直ぐ様創立總會を開き實行に移る筈でありましたが、偶水害の爲炭坑復舊資金融通その他己むを得ざる事情の爲今日まで遷延致しました、申す迄もなく、本組合は打つて一丸となり、絶対に違犯者を出すことなく、目的達成の爲に邁進したいと思ひます、今後日本石炭等から、面倒な問題を持ち込む様なことがありませうとも、皆様の自覺と相俟つてどこまでも、生産

業者と不可分關係にある、生産業者の一部門なりと云ふ建前の下に、これを押し通すことが出来ると思ひます。皆様は於かれましても、どこ／＼迄も時局を認識せられまして組合の強化發展の爲に一糸亂れざる統制に協力あらんことを切望する次第であります。

と創立の趣旨を述べた、ついで満場の推薦を受けて武内専務座長となり、定款を諮れば満場一致賛成す。ついで理事組合長、副組合長、専務理事、顧問を選任午後三時半閉會した。

### 互助會炭販賣統制組合定款

#### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ互助會炭販賣統制組合ト稱シ其ノ事務所ヲ福岡縣若松市ニ置ク

第二條 本組合ハ互助會石炭株式会社ノ單一指定販賣者ト

シテ統制業務遂行ニ協力シ受託石炭ノ圓滑ナル配給ニ努カスルト共ニ組合員タル仲買業者ノ利益ヲ擁護スルヲ以テ目的トス但生産者ノ自産炭自賣ハ本組合ニ於テ取扱ハサルモノトス

### 第三條 本組合ハ左記ノ事業ヲ營ム

- 一、五助會石炭株式會社指定販賣者トシテ一切ノ業務
- 二、同上ノ目的ニ添フタメ荷渡運輸關係ノ設備並ニ機關ノ獲得運用
- 三、對生産業者精算差金ノ立替
- 四、生産業者ニ對スル金融
- 五、其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

### 第二章 組 合 員

第四條 本組合ハ五助會石炭株式會社及昭和十六年八月一日現在ニ於テ五助會石炭株式會社ノ指定販賣者タリシ者ニシテ本組合加入ノ申出ヲナシタルモノヲ以テ組合員トス

尙前項ニ該當セザル者モ五助會所屬生産業者ノ推薦ヲ受ケ更ニ組合長ノ承認ヲ經タルモノハ組合員タルコトヲ得

第五條 第四條ニ該當スルモノニシテ組合ニ加入セントスルモノハ別ニ定ムル様式ニヨリ加入申込書ヲ提出スルモノトス組合ニ於テ加入ヲ承認シタル時ハソノ旨組合員ニ通知ス

第六條 組合員ニシテ本組合ヲ脱退セントスル時ハソノ理由ヲ届出デ組合長ノ承認ヲ受クルモノトス組合長脱退ヲ承認シタル場合ハ遲滞ナク之ヲ組合員ニ通知ス

第七條 組合員ニシテ本定款其ノ他ノ組合規約ニ違反シタル場合ハ組合長ノ權限ニヨリ除名スルコトヲ得

第八條 本組合ニ於ケル組合員ノ議決權ハ各組合員各一個トス

第九條 組合員ハ本組合取扱炭中自己ノ責任ニ屬スルモノニ對シテハ本組合ノ業務ニ直接協力シ之ニ對シ組合員ヨリ手数料ヲ取得ス手数料ノ金額並ニ支拂方法ニ付テハ別ニ

### 協定スルモノトス

前項自己ノ責任ニ屬スルモノトハ實質上自己ガ指定販賣者トシテ取扱フベカリシモノヲ云フ

第十條 組合員ハ本組合ノ業務ニ關スル限り絶體ニ組合長ノ指示ニ從フモノトス

### 第三章 役 員

第十一條 本組合ニ次ノ役員ヲ置ク

- 一、組合長 一名
- 二、副組合長 一名
- 三、専務理事 一名
- 四、理 事 若干名

第十二條 理事ハ總會ニ於テ組合員ノ互選ニヨリ詮衡委員ヲ選定シ該詮衡委員ノ詮衡推薦シタルモノニシテ五助會石炭株式會社ノ承認ヲ得タルモノヲ以テ之ニ任ズ

組合長副組合長ハ理事會ニ於テ詮衡ノ上五助會石炭株式會社ノ承認ヲ經テ之ヲ決定ス

事務理事ハ理事會中ヨリ組合長之ヲ任命ス

第十三條 役員ノ任期ハ二年トシ滿期再選ヲ妨ゲズ

### 第十四條

- 一、組合長ハ組合ヲ代表シソノ業務ヲ統轄ス
- 二、副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ其ノ業務ヲ代行ス
- 三、専務理事ハ組合長副組合長ノ命ヲ受ケテ業務ヲ處理シ組合長、副組合長事故アルトキハソノ職務ヲ代行ス
- 四、理事會ハ組合長ノ諮問ニ應ジ又組合業務ノ運営ニ關シ之ガ審議ヲナス外資産並ニ決算ヲ監査ス

第十五條 本組合ハ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

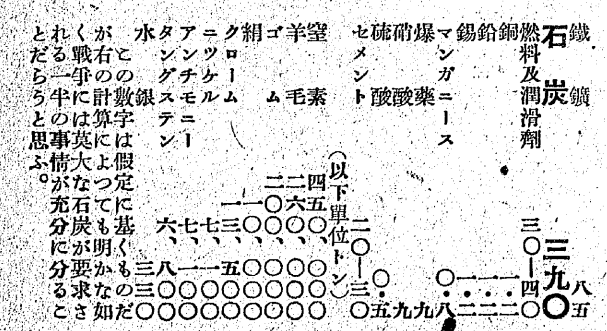
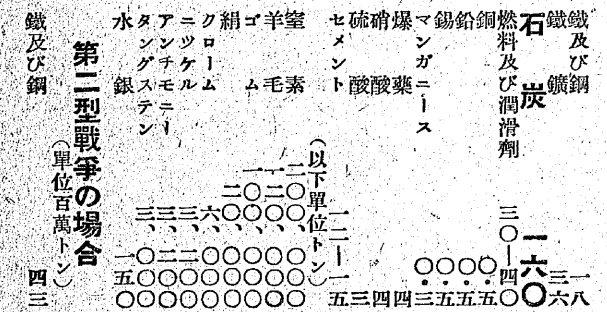
第十六條 本組合ニ職員若干名ヲ置キ組合長之ヲ任免指揮監督ス

### 第四章 會 議

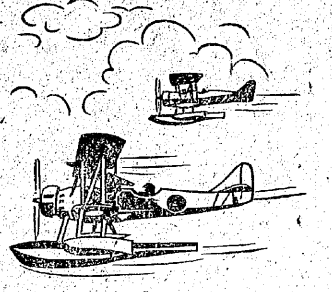
第十七條 會議ハ之ヲ分チテ總會、理事會トス

**戦争にはどれだけ  
の石炭が要るか**

一、戦争にはどれだけの石炭が要るのか、その計算は仲々むづかしいが、オーストリアの軍事評論家ボソニーといふ人が戦争に必要な重要物資を計算したところによれば次のやうな数字が出てゐる。この計算は或る一つの戦争計画を想定して得たものであるが第一の型はス陸上において防禦が主で攻撃は空中戦のみによる場合。第二の型は一般軍及び空軍も相當な準備を持つてゐるが攻撃は主として陸上で行はれる場合この二つの型の戦争を、期間を一ケ年間、戦線の長さを千キロメートルと假定して計算したものである。



が右の計算によつても明らかとなり、戦争には莫大な石炭が要るかと云ふのは、算したところからいへば、明らかである。



- 理事 池田 眞二 (池田石炭商店店主)
- 千 葉 長 (若松石炭株式會社専務取締役)
  - 太田 玄吉 (株式會社太田商店取締役社長)
  - 中平 竹三郎 (中平石炭株式會社取締役社長)
  - 牧村 兵太郎 (肥前合同石炭統制株式會社取締役社長)
  - 藤江 正泰 (互助會石炭株式會社)

- 幸田 悟明 (合資會社山幸商店代表社員)
- 秋山 惣次郎 (山下鑛業株式會社支店長)
- 安西 豊 (互助會石炭株式會社)
- 秋吉 千次郎 (互助會石炭株式會社)
- 笹田 惣太郎 (合資會社林商店代表社員)

第十八條 總會ハ定時及臨時ノ二種トシ定時總會ハ毎年四月、十月ニ臨時總會ハ必要ニ應ジ組合長之ヲ召集シ組合ノ重要事項ヲ報告ス

第十九條 組合長ハ總會ノ日ヨリ五日前ニ會議ノ目的事項並ニ日時、場所ヲ組合員ニ通知スルヲ要ス但シ緊急ヲ要スル場合ハ此ノ限リニ非ズ

第二十條 理事會ハ必要ニ應ジ組合長之ヲ召集ス

第五章 財 務

第二十一條 本組合ノ經費ハ本組合ガ互助會石炭株式會社ノ指定販賣者トシテ取得スル販賣經費ヲ以テ之ニ充當ス

第二十二條 本組合ノ收入ハ次ノ通り之ヲ處分ス

- 組合經費ヲ控除シタル殘額ハ先ツ之ヲ第九條ニヨル取扱手數料トシテ各組合員ニ取得セシメ次ニ第三條ニヨル事業遂行ノ費用ニ充當シ更ニ剩餘アリタル場合ハ之ヲ當該期間中組合員ガ本組合取扱炭數量中自己ノ責任ニ於テ取扱ヒタル數量ニ按分シ之ヲ各組合員ニ分配ス

第二十三條 本組合ニ於テ欠損ヲ生ジタル場合ハ當該期間中本組合員ガ取得シタル取扱手數料ノ比率ニヨリ組合員各自之ヲ負擔スルモノトス

附 則

第二十四條 本定款ノ變更ハ組合員ノ二分ノ一以上出席セル總會ニ於テ出席組合員議決權ノ三分ノ二以上ニ依リ議決ノ上互助會石炭株式會社ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二十五條 本組合ノ存續期間ハ五ケ年トス但シ解散ハ組合員ノ二分ノ一以上出席セル總會ニ於テ出席組合員議決權ノ三分ノ二以上ニ依リ決議ノ上互助會石炭株式會社ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

**互助會炭販賣統制組合役員名**

相談役 山本平八  
組合長 武内禮藏  
副組合長 八代好三  
専務理事 橋本卓磨

## 福岡縣坑木協會設立

福岡縣内小口炭坑向け坑木販賣業者を打つて一丸とする組合の設置については、福岡縣農林課が中心となり活動中であつたが、いよいよ實を結び福岡縣坑木協會と銘打つて八月十日午後一時より福岡縣教育會館に於て華々しくその發會式が擧行された。

本會より、赤司資材部長、森本係長出席。

先づ東方遙拜、皇軍武運長久祈願を行つた後、議事に入り協會規約を滿場一致可決した。

ついで役員選舉にうつたが、各郡より一名乃至二名の詮考委員をあげ、それに廣澤農林技師が加はつて慎重に詮考した結果、加藤孫一郎氏が會長に推薦せられ、副會長松隈萬太郎氏、尙一名は保留となつた。

初代會長加藤孫一郎氏は立つて、

「至つて淺學非才な私でありますから、果してその任に堪え得るか否か甚だ憂慮に堪えない次第であります。堅明なる會員諸氏の御支援と御協力によつて、驚馬に鞭うち、粉骨碎身務めたいと思ひます。時局極めて多端の折柄、石炭増産は國內をあげての要求であります。この時にあたり、重要物資石炭の生産擴充資材たる坑木に關しかゝる協會が設立せられました以上、今後お互に和衷協力、第一線の勇士の如き氣概を以て職域奉公の誠を盡さねばならぬと思ひます。決して炭坑に坑木不足の悲鳴のあがらぬやう、皆さんの御助力を願ひたいのであります。幸ひに皆様の御鞭鞭を受けまして、私のこの職を遂

行したい心ひそかに決心して居ります。目的を達するも達しないも、皆様の御支援如何によるものであります。がら、何卒宜しくお願ひ致します」

と挨拶を述べれば滿場拍手してこれに應へた。

ついで、本年度歳入歳出豫算を協議可決、尙取扱銀行を十七銀行、住友銀行と定め議事全部を終る。

最後に赤司本會資材部長は

「いつも小口炭坑關係で御厄介になつてゐる互助會炭坑を代表して、本協會創立の御祝と御挨拶を申します。本會が縣當局の御斡旋により、極めて圓滑に順調に設立されましたことは、誠に御同慶にたえません。從來小口炭坑方面向けものは、とかく配給が不圓滑で我々も不安を持つてゐたのであります。こゝにめでたく協會が設立され、尙又只今、會長、副會長の御挨拶に身命を賭してこの大切な仕事をやる決心だと言ふお言葉を承はりまして誠に心強い氣が致します。今日の時勢に於ては消費者

販賣者、生産者、この三つが三位一體となつて協力しな

ければ、圓滑なる業務の運行は出来ません、殊に中小關係炭坑はこれまでもいろいろと面倒な手段をかけて居りますが、今後更にいろいろお願ひ申上げることあらうかと存じます。私共の會では嘉穂、田川、鞍手、福岡、山口、遠賀にそれぞれ支部を設置してゐます。將來はこれらとも連絡を取つて坑木の圓滑なる配給に一段の努力をお願ひ致します。

との挨拶があつて閉會した

### 福岡縣坑木協會規約案

#### 第一章 總 則

第一條 本協會ハ福岡縣坑木協會ト稱ス

第二條 本協會ハ福岡縣内小口炭坑ニ坑木ノ販賣ヲナス者ヲ以テ組織ス

第三條 本協會ハ坑木生産ノ振興及供出ノ確保ヲ圖リ以テ

配給ノ圓滑並ニ適正價格ノ維持ニ資スルヲ目的トス

第四條 本協會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フモノトス

一、坑木生産ノ指導

二、府縣及府縣木聯並ニ福岡地方炭礦物資協議會ト緊密ナル連絡ノ上割當數量ノ範圍内ニ於テ各小口炭坑ヘ供出ノ圓滑ヲ圖ルコト

三、其ノ他供出又ハ配分ニ關スル一切ノ指導

第五條 本協會ノ事務所ハ福岡市ニ置ク

第二章 協 會 員

第六條 第二條記載ノ有資格者ガ本協會ニ加入セントスルトキハ本協會所定ノ加入申込書ニ加入金五拾圓ヲ添ヘ之ヲ本協會ニ提出スベシ

前項ノ申込アリタルトキハ本協會ハ理事會ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決ス

第七條 協會員ハ坑木販賣量及人頭割ヲ以テ本協會ノ經營

ヲ負擔スルモノトス

第八條 協會員ハ左ノ事由ニ依リ脱退ス

一、協會員タル資格ノ喪失

二、任意脱退

三、除 名

第九條 協會員ガ任意脱退セントスルトキハ決算期三ヶ月

前ニ脱退ノ理由書ヲ本協會ニ提出シ理事會ノ承認ヲ受ク

ヘシ

前項ノ承認ヲ受ケタル協會員ハ當該事業年度ノ經過ト同時ニ本協會ヲ脱退シタルモノトス

第十條 協會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本協會ハ決議ニ依リ除名スルコトヲ得

一、本協會ノ名譽ヲ毀損スルノ所爲アリタルトキ

二、本協會ノ規約ヲ遵守セズ又ハ本協會ノ事業ヲ妨グル

行爲アリタルトキ

第十一條 協會員脱退シタルトキハ其ノ事由ノ如何ヲ問ハ

ス當該協會員ノ既納金ヲ返還セズ

第三章 役 員

第十二條 本協會ニ理事二名、監事三名以内ヲ置クモノ

トシ總會ニ於テ協會員中ヨリ之ヲ選任ス

第十三條 本協會ニ會長一名、副會長二名ヲ置ク會長及副

會長ハ理事ノ互選ヲ以テ地方長官ノ承認ヲ受クルモノト

ス

第十四條 理事ハ一切協會業務ノ執行ニ關與ス

會長ハ協會ヲ統轄代表シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故

アルトキハ其ノ職務ヲ代行ス

第十五條 監事ハ協會ノ財産狀況及理事ノ業務執行ヲ監査

ス

第十六條 理事ノ任期ハ二年監事ノ任期ハ一年トス但シ再

選ヲ妨グズ

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ

職務ヲ行フモノトス

第十七條 理事ハ理事會ヲ組織シ本規約ニ定アルモノノ外

協會ノ重要事項ヲ議定ス

第二十一條及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ

場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 理事會ノ推薦ニ依リ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第十九條 理事監事及顧問ニ對シテハ給與ヲ支給セズ

但シ職務執行ニ關スル實費ハ此ノ限リニ非ズ

第四章 總 會

第二十條 定時總會ハ毎年一回五月ニ會長之ヲ召集シ左ノ

事項ヲ決議ス

一、前年度會務報告

一、會計報告

一、其他必要ナル事項

臨時總會ハ會長必要アリト認ムルキ又ハ會員三分ノ二以

上ノ要求アリタル時之ヲ召集ス

第二十一條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル

第二十二條 協會員ノ議決權ハ一人一箇トス但シ委任狀ヲ

以テ議決權ノ行使ヲ爲スコトヲ妨ケズ

代理人ハ協會員(又ハ其ノ使用人)タルコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ會員ノ過半数出席スルニ非ラザレバ開會スルコトヲ得ズ

第二十四條 總會ノ決議ハ本規約ニ特別ノ定アル場合ノ外出席員ノ過半数ニ依リ決ス可ク同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十五條 總會ノ議事ハ其ノ要領ヲ議事録ニ記載シ議長及出席會員二名之ヲ署名捺印シ之ヲ本協會ニ保存スルモノトス

### 第五章 會計

第二十六條 本協會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトシ事業年度末ニ於テ決算ヲ行フモノトス

第二十七條 加入金ハ本協會ノ基金トシテ積立ツルモノト

ス

第七條ノ經費賦課徵收方法ハ理事會ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

### 第六章 附則

第二十八條 本協會ノ規約ハ總會ニ於テ出席議員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非ラザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第二十九條 前條ノ規定ハ本協會解散及解散ノ場合ニ於ケル組合財産ノ處分ニ之ヲ準用ス

第三十條 創立年度ノ會費ニ限り第七條規定ニ拘ラズ一會員ニ付金貳拾圓トス

第三十一條 本規約ハ創立ノ日ヨリ之ヲ實施ス

### 福岡縣坑木協會役員名

會長理事 加藤 彌一郎 (飯塚)  
副會長理事 松隈 萬太郎 (宗像)

副會長理事 未定

理事 八代 長兵衛 (福田)

野田 武次太郎 (京都)

久保 鏡一 (田川)

三又 彌太郎 (築上)

長崎 秀雄 (粕屋)

宗田 辰雄 (粕屋)

島 造 (遠賀)

波邊 每雄 (鞍手)

福田 清 (鞍手)

橋詰 正勝 (朝倉)

松田 重雄 (若松)

古賀 忠護 (若松)

二田 水繁 (田川)

中村 治一郎 (田川)

廣澤 福松 (田川)

宮崎 喜三次 (飯塚)

淀川 波 (嘉穂)

臼井 寅造 (嘉穂)

森 茂 (八女)

堀川 登一 (若松)

進藤 信彦 (田川)

梶原 又吉 (嘉穂)



## 石炭地区別 建値制實施要綱

日本石炭では沿線賣炭基準市場制を全面的に撤廢し府縣別または數府縣を一區とする地区別建値制を下半年より實施するが、その改正要旨は左の如くである

一、基準市場制を全面的に撤廢し、府縣別又は數府縣を一區とせる地区別建値を設定すること

二、坑所貨車賣炭及び坑所地賣炭には別に建値を設定すること

昭和十六年度下期に於ける沿線市場賣炭販賣建値價格實施要綱十六年度下半年における九州、北海道、山口及常磐地方產出炭を沿線賣炭販賣建値價格は別紙要綱に基き設定するものとす、沿線賣炭販賣建値價格の建値場所は左の通りとす

①府縣別又は地区別着驛貨車乘

②坑所積出驛貨車乘又は積出場所車輛乘  
③の坑所積出驛貨車乘を建値場所とするものは鐵道省納炭、鐵道購買各支部用炭、私鐵用炭等の坑所貨車乘賣炭および①の府縣別または地区別着驛貨車乘販賣建値價格の設定なき府縣向賣炭にして坑所積出場所車輛乘を建値場所とするものは坑所地賣炭とす

二、地区別着驛貨車乘價格の地区別は大體左の通りとするも管轄支店において適當に決定するものとす。

① 北海道炭、第一地區札幌、第二小樽地區、第三地區函館地區、第四室蘭地區、第五岩見澤地區、第六名寄地區、第七深川地區、第八留萌地區、第九旭川地區、第十釧路地區、第十一帶廣地區、第十二網走地區

② 九州炭、第一地區福岡縣、第二地區佐賀、長崎、第三地區大分、熊本、第四地區宮崎、鹿兒島

③ 山口炭、常磐炭は府縣別着驛貨車乘建を原則とし

數府縣を一地區とすること差支へなし

三、内地本土炭以外の沿線市場賣炭販賣建値價格算定方法

① 坑所／積出港プール輸送費の算定、北海道、九州炭および山口炭(有無煙別)の各坑所より當該石炭の積出港に至る夫々の貨車運賃(又はその他車輛運賃)合計を各炭の沿線市場向配給豫定數量合計にて除したる適當金額を以て坑所／積出港プール運賃とす

【註】 海岸炭礦は坑所より積出港に至る運賃を零とし數量だけをプールに組入るゝものとす

② 坑所貨事業もまたは車輛販賣建値價格の算定、九州、北海道及び宇部炭の積出港貨車乘販賣價格より前項の產炭地別坑所／積出港プール輸送費を差引右にプール販賣經費を加算(第二種及び第三種石炭を除く)せるものを以て坑所貨車乘又は車輛販賣建値價格とす、但し常磐炭は坑所販賣價格にプール

販賣經費を加算せるものを以て坑所貨車乘または車輛販賣建値價格とす

③ 府縣別または地区別プール貨車運賃の算定、各坑所積出港より各府縣内または地区別内着驛(省線私線共)に至る貨車運賃に配給計畫に定むる府縣別または地区別數量を坑所／着驛別に乘じたる運賃合計を各府縣別又は地区別沿線賣炭數量を以つて除したる適當金額を以て各府縣別または地区別プール貨車運賃とす、但し府縣別または地区別配給計畫豫定數中より鐵道省納炭(保轉炭を含む)鐵道購買各支部用炭、私鐵用炭その他坑乘賣炭を承認する特別先向の坑所乘數量ならびに坑所地賣炭數量は除くとも、プール貨車運賃の大差なき地域の府縣地域としてプール貨車運賃を算定する事差支へなし

④ 府縣別または地区別販賣建値價格②により算定せられたる坑所貨車乘販賣建値價格③による府縣別



又は地區別プール運賃を加算せるものを以て府縣別  
又は地區別販賣建値價格とす  
四、内地本土炭の建値價格算定方法は從來通りとす  
五、積地市場海送炭は當分の間從來通り積地市場販賣建  
値價格積出港船乗)によるものとす、但宇部炭にして  
舊基準市場内海送炭に限り坑所積出驛貨車乗又は坑所  
積出場所車輛乗建値價格によるものとす  
六、プール算定に用ふる基準數量は配給計畫の數量によ  
らず前年同期の實績によることを得

### 石炭品位取締規則改正 に依る許可申請様式

本則は昨年四月十五日商工省令第二十一條を以て公布さ  
れたもので爾來今日迄に三回の改訂を経てゐる、第一回は  
昨年十月一日で改正の要旨は買受人に對する種類等級の通  
知規定あり、第二回は本年三月二十七日で改正の要旨は日

炭が低品位炭を賣戻す場合に要した許可事項の除外規定で  
ある、第三回は去る六月七日で改正の要旨は等級(商工大  
臣の指定炭は最低保證品位)の通知義務免除許可規定であ  
る、此六月七日の改正に依つて許可を受ければ軍部、鐵道  
專賣局、日鐵、日發等の檢炭設備の完備した先に對しては  
單に種類(第×種×號×炭)のみを通知すれば足り、等級  
(カロリー灰分)の通知義務を免除されることとなり、納炭  
が樂になつたこと、更に賣渡先の同意を得て許可を受く  
れば種類等級の異なるものを混炭して賣渡することが出來  
ることである、之が爲め混合無境介積合せも可能となり、  
従つて積込場の輻輳並に船腹不足の折柄この六月七日の本  
則改正は荷役並に輸送能力に寄與する處洵に甚大なるもの  
がある。  
而して六月七日の改正に依る許可申請の様式に就ては規  
則並に通牒等に依る別段の規定は無いが一般に用ひられて  
ゐる様式を示せば左の通り

#### △特定消費者への賣渡の場合

石炭品位取締規則第一條(又ハ第二條若ハ第一條及第二  
條)ノ規定ニ依ル許可申請書

昭和 年 月 日

住所  
申請者ノ氏名又ハ名稱  
府縣知事  
(鐵山監督局長) 殿 印

左記ニ付昭和十六年六月七日商工省令第五十八號石炭品位  
取締規則「第一條第一項但書第二號(又ハ第二條第一項但  
書第二號若ハ第一條第一項但書第二號及第二條第一項但書  
第二號)ノ規定ニ依リ此段及申請候也

- 記
- 一、賣渡サントスル石炭ノ種類及等級又ハ銘柄及最低保  
證品位
  - 二、賣渡先ノ氏名名稱及住所
  - 三、賣渡ノ時期
- 以上

#### △混合荷渡の場合

石炭品位取締規則第一條(又ハ第二條若ハ第一條及第二  
條)ノ規定ニ依ル許可申請書

昭和 年 月 日

住所  
申請者ノ氏名又ハ名稱  
府縣知事  
(鐵山監督局長) 殿 印

左記ニ付昭和十六年六月七日商工省令第五十八號石炭品位  
取締規則「第一條第一項但書第二號(又ハ第二條第一項但書第  
二號若ハ第一條第一項但書第二號及第二條第一項但書第二  
號)ノ許可相成度同則「第一條、又ハ第二條若ハ第一條及第  
二條)ノ規定ニ依リ此段及申請候也  
追而買受人ノ同意書別添候條爲念申添候也

- 記
- 一、混合(無境界積合セテ含ム)シテ賣渡サントスル石炭  
ノ種類及等級又ハ銘柄及最低保證品位
  - 二、賣渡先ノ氏名名稱及住所
  - 三、賣渡ノ時期
- 以上

互助會讀本

完成

足りないところや首をかたむるところが無しとしない。  
渡邊社長も編輯雜感で述べてゐるやうに、全く石炭の事にはズブの素人が取りかゝつたのだから、眞に石炭並に互助會の眞髓を掴むことを望むのは或は無理であるかも知れぬ。

東亞書房では今回經濟事情の特輯號として互助會事情を

紹介した「互助會讀本」の發行を計畫、五月始め渡邊社長等が若松へ来て材料蒐集に つとめてゐたが、この程完成し本會へも送つて來た。

體裁は菊大判で二二二頁表紙は數度刷の豪華なもの、口繪に本會並に本社の役員の寫眞を大きく載せてある。ザツ

ト内容を一讀したが、割合に良く出來てゐる、互助會部内、現下の石炭問題に就ての者として、又殊に材料を供給した編輯部としては聊か物、時局と九州炭の重大使命



本當に石炭のことの書けるのは石炭と共に生活した者のみである、何はともあれ御一讀をおすゝめする

互助會讀本の主要目次は左記の通り

互助會の發展と國家的意義

豊田商相に石炭問題を聴く  
燃料局長官 東 榮二  
福礦局長 中村 幸八

我國力の發展と福岡の産業力

福岡縣 經濟部長 竹谷源太郎

適正炭價は増産の基本條件

時局下炭業報國の急務

互助會 石炭社長 山本 平八

痴人の夢を語る

炭界生活五拾年を語る

中島礦業社長 中島 徳松

互助會は如何に活躍したか

石炭問題と吾人の所信

野上礦業社長 野上辰之助

石炭表裏譚

石炭界の特殊事情を尊重せよ

互助會事務 武内 禮藏

維新前後石炭礦業

石炭増産は不可能に非ず

東邦炭礦社長 福本 貞喜

石炭礦業の産業革命

互助會の機構を観る

大森 新三

熱源を追ふ民族の移動

石炭界新勢力の總帥山本平八

西日本隨一の大觀分中島徳松

筑豊炭田今昔譚

石炭界實力派の巨頭野上辰之助

知略名漢岡將武内禮藏

互助會石炭社長 山本 平八

互助會重役論

長木宗三郎

互助會石炭社長 山本 平八

炭坑生活を理解せよ

福礦局勞務課長 佐久 洋

互助會石炭社長 山本 平八

石炭増産と其の對策

田籠礦業社長 田籠 寅藏

互助會石炭社長 山本 平八

勞務管理と合理化問題

末吉礦業社長 末吉 慎一

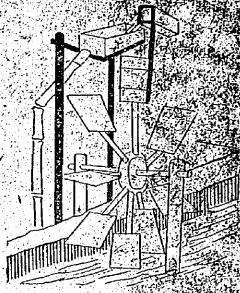
互助會石炭社長 山本 平八

炭礦従業員の問題

久恒礦業取締役 和才 角三

互助會石炭社長 山本 平八





## 炭坑訪問 (其ノ二) 新屋敷炭坑

清風生

八月二十九日新屋敷(二坑)炭坑を訪ふ、降ると見えた空は幸ひ晴れたが、残暑甚だきびしい。

新屋敷炭坑は佐賀縣東松浦郡嚴木村岩屋にある、岩屋と聞くと、すぐ海岸を想像したのは、若松の海岸に岩屋といふ景勝があるので、その爲であらう、しかし新屋敷炭坑の岩屋は海からずつと距たつてゐる。

岩屋の街は如何にも炭坑街らしい情景を持つて私を迎へた、炭塵をぶぶつた飲食店の家並、油の沁んだ通路に幾つかの轍の跡、積込場、エンドレス……驛もちよつと大限驛に似てゐる。通りを南へ真直ぐに行くこと二十分炭坑事務所に着く、本

坑はもつと向ふにある。

新屋敷炭坑は唐津炭田(北松炭田の一部)に属する大瀬五尺層、嚴木五尺層を採掘中炭質頗る良好で、いづれもカロリー六千以上を示して九州炭としても著名なものである。

二坑は先達つての水害に尊い殉職者十名を出した、葬儀の際は本社から職員が参列して敬弔の意を表した。

六月二十六日の午前九時頃であつた、連日の豪雨に谷川の水もグツと増えてはゐた。しかし新屋敷二坑は地勢上坑内の浸水や崩壊の恐れは絶対になく、平常通り作業を續けてゐたが萬一を慮つて、勞務者を一時昇降せしむることになつた。

ところが災難の起る時は仕方無いもので、どうしたハズミか谷川のどこかに堰が出来た爲、ハゲ口を失つた水は忽ち方角違ひの炭坑の方へ溢れて來ボタや材木を押し流してアツと言ふまに坑内に流れ込んだ、この爲不幸にして昇坑中だつた者の中十名が殉職した。

「全く天佑でした」

と伊藤氏は語る。

「ちようど坑長や私は、昇坑の命を傳へに入坑してゐましたが、難迫ると見るや、本卸と通風道とをつなぐ横穴に逃げ込んで漸く難をさけることが出来ました。しかし氣の毒に十名も犠牲者を出してしまつて……」

暗然として伊藤氏は窓外を見た。空は澄みわたつて白雲が悠悠と飛び秋來たれりの感が深い。

「犠牲者の中に大石留夫と言ふ十六才の給仕が居りましたね、私達が入坑しでなか／＼上つて來ないので氣づかふのあまり自分も降りて來て、そして遭難しました。尤もその

時は重傷のまゝ救ひ出され病院で手厚い看護を受け、四日後遂に逝きましたが大石君はその苦しい中に始終坑長や私の安否を氣づかつてゐたのは、一同ひどく胸を打たれました」

誠に責任感の強い少年給仕であつた。この時局に國家の最も、必要とするはこの大石少年の如き、人物であつたのに……實に惜しみても餘りがある。

伊藤氏の案内で坑口を見に行く。もう坑内は完全に復舊して平常通り出炭してゐる。

「この上に谷川がありまして、その水がこちらに溢れて來たのです、もう二度とそんな事はありませんが、用心をして坑口をスツとあの高さまであげることになつてゐます。そうしたら萬一水が溢れても大丈夫です」

伊藤氏は力強く語つた。

別れを告げて炭坑を出ると水の音がザア／＼と聞えて來る。すぐ向ふに鐵橋があるのでその下が堰になつてゐるの

だらう。チリ／＼照りつける陽に全身汗ビツシヨリ、水の音ぐらいでは一向涼しくならぬ、自然私の足は鬱蒼とした木立の中の道に向つてゐた、こゝで土地のお百姓と道連れになる。私は先刻から人がゐたら聞いてみたい聞いてみたいと思つてゐたことをたづねる機会を得た。

即ち私はちよつと真正面に見える岩山の連なり（岩の上に樹が生ひ繁つて、ちよつと南畫の趣がある）を指さして、

「岩屋と云ふ名はあれから出たのでせう」

「さアどうでツしよかな」

「新屋敷と言ふ名も何か謂はれがありやしませんか」

「そうですね、岩屋にや昔城があつたと言ひますから屋敷もあつたでせよ」

土地の人は旅行者と違つて、こんなことにあまり興味を持つてゐない。殿木（キユウラギ）村の謂はれを聞くこともやめにしよう。

私の歩いてゐるこの道は小川と併行してどこまでもツゞ

いてゐる。小川は綺麗な水が殆んど道にあふれそうである。そして流れの急な割に水音が少しもしなげ、これは大川の水を引いたもので灌漑用とのこと、いくつも支流があつて或は農家の軒の下を通り、或は臺所の下をくゞりぬけて行くのである。又一支流は二三人の女が、何か歌ひながら作業してゐる石炭水洗場へも流れてゐた。

水車應用自動水揚器も其處此處に見られた。カットのやうに水車に柄杓が二つついてゐて、水車が廻はる度に水をくんで田の中に入れる風景はなかく面白いものであつた。「見てんさい、新屋敷炭坑の舎宅ですばい、近頃立派にできました」

お百姓の指さす方向を見ると岡の上に新しい社宅が階段のやうに重なつて立ちならんでゐた。（了）



## 法令

### 賃金統制令施行規則中改正

昭和十六年七月二十三日公布  
厚生省令第三十七號

第九條中第二號ヲ第三號トシ以下順次繰下ゲ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一、前號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ坑内ニ於テ就業スル礦夫ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ工場礦山ノ勞務者ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

- 一、三十歳未満ノ未経験勞務者 三月
- 二、三十歳未満ノ經驗勞務者 一年
- 三、三十歳以上四十歳未満ノ勞務者 一年

第十一條 第五號中「尋常小學校卒業程度」ヲ「國民學校初

等科修了程度」ニ改メ小學校卒業程度ヲ「國民學校高等

科修了程度」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項第一號ノ同種ノ勞働ノ範圍ハ厚生大臣之ヲ定ム

最高初給賃金ガ業種又ハ勞務者ノ經驗年數ニ依リ區別ア

ルトキハ其ノ業種ノ區分又ハ經驗年數ノ算定ニ關シ必要

ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十三條中第三號ヲ第四號トシ以下順次繰下ゲ第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

- 三 前二號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當
- 第十四條 第二項中「其ノ雇入ノ日」ヲ「其ノ雇備ノ日」ニ改

第十五條 第二項中「其ノ雇入ノ日」ヲ「其ノ雇傭ノ日」ニ改メ第三項ヲ左ノ通改ム

第一項ノ許可ノ申請ニシテ不特定ノ勞務者ニ關スルモノナルトキハ其ノ申請書ハ様式第五號ノ特定ノ勞務者ニ關スルモノナルトキハ其ノ申請書ハ様式第六號ニ依リ其ノ申請ニハ賃金規則ノ寫ヲ添附スベシ

第二十一條中第一號ヲ第二號トシ以下順次繰下ゲ左ノ二號ヲ加フ一厚生大臣ノ指定スル手當

第二十二條令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

同一ノ工場、事業場ニ於テ平均時間割賃金ノ異ルニ以上ノ事業ヲ營ムトキハ雇傭主ハ其ノ平均時間割賃金ノ適用ヲ受クベキ業種ヲ選定シ豫メ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ  
地方長官前項ノ規定ニ依ル雇傭主ノ業種ノ選定ヲ不適當ト認メタルトキハ別段ノ指定ヲ爲スコトヲ得  
第一項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ

計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第三十六條 第二項ヲ左ノ如ク改メ第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

賃金臺帳ハ個人票、總括票及特別手當臺帳トス個人票及總括票ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、礦山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號様式ニ依ルベシ

第一項ノ特別手當臺帳ニハ第二十二條第一號ノ手當ノ種類毎ニ手當ヲ受クル勞務者ノ氏名、男女別、年齢及其ノ手當額ヲ記載スベシ

第三十七條中「個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付」ノ下ニ「特別手當臺帳ニ在リテハ毎月ノ第二十一條第一號ノ手當ニ付」ヲ加フ様式第十六號賃金臺帳(個人票)中記載注意⑦ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ賃金統制令施行規則第二十一條第一號ノ手當ハ之ヲ

記入セザルコト

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年十月十九日厚生省令第四十六號

賃金統制令施行規則抄録

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一、早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ未經験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ礦山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

一、從事シツツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者

第十三條 令第十條第二項及第十二條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一、一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二分ヲ超エザル精勤手當

二、就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増

第十四條第一項及第二項

令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一、勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ

雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

一、作業ノ性質上必要アルトキ

二、勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ

三、其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルト

キハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ

十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

第一項第一號及第三號ノ事由ニ因リ許可ノ申請書ハ様式

第五號、第一項第二號ノ事由ニ因リ許可ノ申請書ハ様式

第六號ニ依ルベシ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ

含マザルモノトス (左記略ス)

第二十二條 令第十四條第二項ノ平均時間割賃金ハ地域、

業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ヲ適用スル勞務者ノ年齢ノ計

算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第三十六條第一項及第二項

賃金臺帳ハ個人票總括票トシ其ノ様式ハ常時三十人以上

ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號

及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場

所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項

ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ

在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ

在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期

間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

## 本會記事

### ◆ 重役會並に理事會

七月二十三日午前十時より若松商工會議所に於て開催、

武内事務、八代支配人、北代取締役、金丸取締役、中島

取締役、橋上取締役(代)、田籠取締役、高島取締役(代)

上田取締役、和才監査役、美川監査役、西本監査役、西

田監査役(代)、吉原理事、加茂理事、風戸理事出席。

山本社長、上京中に就き武内事務議長となり、左の議題に

依り會議を行つた。

一、水害炭坑復舊資金に關する件

一、石炭統制會に關する中間報告

### ◆ 臨時總會

同日午後二時同所に於て開催、株主總數百六十七名(十萬

株)中、出席株主百十八名(九萬二千百三十五株)武内事

務議長席に就き重役會と同じく左記議案について協議した

一、水害炭坑復舊資金に關する件

一、石炭統制會に關する中間報告

### ◆ 業務部

第三課では左記の通り七月の地方部會を開催、各部會を通

じ丹生社員出席した。

△第四十一回打合事項

一、貨車問題ニ關スル件

①部會提出書類ニ關スル件



② 査定審議ニ就テ

③ 七月分各礦配車査定ノ審議

④ 其他事項

一、最近ノ西部荷役ノ状態ニ就テ

一、中部乙ノ荷役ノ状態ニ就テ

一、機帆船ノ最近ノ動向ニ就テ

△飯塚部會 (七月十四日於飯塚東町公會堂)

相田 炭坑 (植本) 桂川 炭坑 (原田)

加茂 炭坑 (古川) 幸袋 炭坑 (荒井)

福門 炭坑 (木森) 天道 炭坑 (藤井)

石丸 炭坑 (宮井) 大黒 炭坑 (永富)

筑前 炭坑 (坂本) 庄司二坑炭坑 (城水)

草場 炭坑 (佐々野) 四交 炭坑 (仲江)

庄司 炭坑 (井上) 藤井 炭坑 (牧野)

缺席者 (新山野、第二山野、寶浦、木浦岐)

△遠賀部會 (七月十八日於香月町役場)

筑鐵 高江炭坑 (久保田) 新木屋瀬炭坑 (三井)

藤井 炭坑 (藤井、中谷) 新山部 炭坑 (平田)

宮ノ下 炭坑 (吉武)

缺席者 (原口、高谷、大隈、本山部、名前、植生、

第一植生)

△西川部會 (七月十七日於本社遠賀出張所)

龍王 炭坑 (吉田) 鞍手 炭坑 (花田)

神田 炭坑 (山口) 海老津炭坑 (木原)

新目尾炭坑 (辻井) 新香ノ浦炭坑 (波止)

缺席者 (西川一坑、觀音谷、西川二坑、梅壽、百立

森中、池野村)

△上嘉穂部會 (七月十五日於上山田商業組合)

日吉 炭坑 (江島) 三上 炭坑 (森田)

糺井、三友炭坑 (糺井) 上山炭坑 (原田)

昭嘉 炭坑 (中尾) 筑紫 炭坑 (大野)

猪ノ鼻炭坑 (尼ヶ崎) 大和炭坑 (守永)

高尾 炭坑 (中村) 水城 炭坑 (篠崎)

岩岡 炭坑 (尾崎) 日ノ出炭坑 (渡邊)

吉成 炭坑 (武内) 増富 炭坑 (井上)

塚木 炭坑 (根本) 山田 炭坑 (吉田)

漆生 炭坑 (吉崎)

△田川部會 (七月十六日於後藤寺町役場)

豐州 炭坑 (松田) 田中新庄炭坑 (末永)

上田 炭坑 (太田) 西川崎炭坑 (渡邊)

池尻本 炭坑 (皆川) 島廻 炭坑 (林)

新田川炭坑 (渡邊) 三矢川崎炭坑 (増山)

芳ノ谷炭坑 (久米) 岩鼻 炭坑 (吉田)

福富 炭坑 (沖村) 吉城 炭坑 (細田)

眞岡 炭坑 (藤田) 東川崎炭坑 (田中)

昭和 炭坑 (長野) 位登 炭坑 (長尾)

東豐 炭坑 (尾村) 勝吉 炭坑 (藤井)

缺席者 (新和、新平和、八生、豐前、大成、江田、

久野、新宮尾、高尾、上浦、古屋敷、安部  
大谷、材木、生光、日邦、大黒五礦)

### ◆ 販賣第一部

○消費者賣炭課長後任決定

去月十八日杉江課長應召後空席になつてゐた消費者賣炭

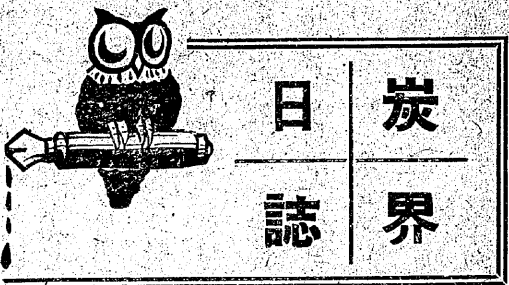
課長に八月二十日附統制部熊川課長に後任決定就任した

○安西部長上京

八月二十五日十六年度上期直賣に第二次契約並に需要者

精算に關し打合せの爲安西部長、高橋、永岡各係員上京

した



生井福

七月一日 (火)

勞務者能率向上の爲、中央、地方に調査協議會を設置することになつた

石炭増産対策として従來は資材の優先供給勞力の必要人員確保などが要求せられ官民共に之らの充足に全力を傾注して來たが、

既にこれらの充足限度が明かとなるに至り従つ今後の増産対策は、自ら轉換の外なく、礦山監督局長會議に於ても、企業の合議化、能率の向上対策が熾烈な要求として提案せられてゐる、すなはち増産条件として絶對的、基礎的なものは勞力であるが勞務充足の現状は既に遅々として進まない有様であるから現在稼働中の勞力を充分活用するに當り、先づ勞務者の移動防止、各炭礦の坑内条件即ち通風、坑道整備、人車の設置、一切羽毎に最も能率的な採炭方法と人員を配置するといふことが中心をなしてをり、燃料局としてはこれらの綜合的能率向上を研究するため出炭能率調査協議會とも稱すべき機關を設置すべく具體案を研究中である。

合する案が樹立せられなければ意味をなさぬので、先づ各主要炭礦別に礦長、技術者現場係員などをもつて能率調査協議會とも稱すべき炭礦自體の協議會を設置し又地域別にも礦山監督局長、地方廳其他學識経験ある者などによりブロック別協議會をその上に中央協議會を各關係者、礦山監督局長等をもつて組織する案が研究せられてをり近く具體化する豫定である。

七月二日 (水)

當局では勞働能率に重點を置いた石炭増産計畫を樹立した

政府では十七年度重要物資増産対策として各種産業の有機的綜合的増産計畫を樹立すべく各關係省において具體案を樹立し企業院において統合實施計畫を樹立することになつてゐるが燃料局において石炭増産計畫について鋭意協議中とのところ大體成案を得るに至つたので直ちに企業院に提出することになつた、しかしして増産具體案としては必要の場合には國家總動員法および重要物資増産法に基づく命令發動と共に必需量増産を要する資材の優先配給と共に勞務対策と

しては勞働能率向上と重點を置き能率調査協議會の設置その他左の如き種々の措置を講ずることになつてゐる

一、勞務対策

現在炭礦勞務者充足が困難なる事は地下勞働の特異性と賃金その他の關係に基づいてゐるのであるから十七年度以降においては地下勞働といふ特殊性を參酌し賃金の點において特別の考慮を拂ふこと

一、能率向上対策

現在我國の勞務狀況は各種産業とも不足勝ちであるから新規充足は困難なるに鑑み今後の対策としては一人當り出炭能率の向上、勤勞奉仕隊の動員等に重點を置くこと、しかししてこれが具體策として

(一)一人當り出炭能率の向上、坑夫の生活力は物心ともに極めて薄弱であるから一人當り出炭能率の向上は、物的方面では賃金の引上げ、定額賃金制度、勤續年限による賃金制度などを設け精神的方面では坑夫の訓練、國家賞、團體褒賞制度等を活用すること

(二)勞働時間の有効利用、坑夫の能率向上は前項の如く物心兩面の措置とともに

に勞働時間の有効利用すなはち坑口から切羽までに至る時間を出来るだけ短縮し勞働時間を延長する意味で人車新設その他の措置を講ずること

一、資材の優先配給

炭礦用鐵鋼資材、坑木地下足袋其他主要物資と共に米、酒その他生活必要物資も最優先確保供給すること

一、採炭能率向上策調査研究機關の設置

十七年度に於いて必要とする増産量程度ならば能率の向上に當り、先づ現在稼働中の勞力を以つて充分なるものとの見地から能率の向上に重點を置きこれが調査協議機關を設置すること、その具體的組織としては各炭礦によりそれぞれ事情を異にするに鑑み各炭礦別に坑夫、現場係員技術者等をもつて能率調査協議會を設けその上に地域別に地方廳、礦山監督局長および炭礦をもつてブロック協議會をまた

中央に各關係官廳、その他をもつて能率調査協議會を設置すること

七月三日 (木)

本社重役會開催

七月四日 (金)

陽成炭利用バスの試運転が行はれた

代用燃料界の寵兒として初お目見得した北支陽成炭の配給を受けた若松市運輸課では早速四日若松渡船場、折尾陣ノ原間でコイライト發生爐備付のバスで試運転したが成績は非常に優良で五日更に再試運転を行った、運輸課當局では「コイライトよりは調子はいい、様です、四日の車は多少エンジンに故障があつた、めか熱量はコイライトよりいくらか少かつたが分析の結果では七千七百カロリーですからコイライトより千カロリーも多いわけですから、發生爐は矢張り陽成炭向のものを備へつける必要がありませうと、試運転の成績に於て優良の折紙をつけである。



七月五日 (土)

本社重役理事一行は福岡縣廳、  
福岡局を訪問水害炭坑復舊問  
題に關し、本間知事、中村局  
長と會見した

七月六日 (日)

臺灣炭が値上された

六日付告示第五二四號をもつて臺灣炭最高  
販賣價格を左のとほり決定發表、即日實施  
した。すなはち臺灣において石炭鑛山に  
おける勞務、生産資材關係は生産條件を惡  
化せしめ採算不引合のいはゆる赤字鑛山を  
續出して増産計畫遂行に多大の困難を招來  
し、これを放任することは石炭需給計畫の  
運営に重大な影響を及ぼす情勢にあるため  
需給圓滑化をはかるため炭價引上げに至つ  
たもので、現在設立進行中の臺灣石炭會社  
を中心とする統制機關整備のうへは取引、  
規格等は革新合理化されるはずであるが、  
價格は今回の公價の程度に落着くものとみ  
られる、公價決定に關する重要點は  
△等級区分は二應現行協定價格のものを

其儘採用する  
△價格は各等級を通じ一〇〇カロリー當  
り塊炭二七錢、粉炭二四錢である

△販賣業者の口銭は外口銭とし歩合制度  
を廢し従來の協定價格の二分五厘から  
算出した口銭の平均三五錢を各等級を  
通じ適用される

△基隆における船乗價格は以上により算  
出した販賣業者の價格に發購—基隆間  
の鐵道運賃の平均、十六年三月臺北州  
告示(石炭陸上荷役協定價金)同(石  
炭海上荷役協定價金)同(石炭船協定價  
金) 交通部告示石炭海上荷役賃の協  
定價格および船運賃協定價額を加算し  
たもの

△規格販賣により受渡のたびに灰分、カ  
ロリー、粒度などの檢定をなしては取  
引圓滑を缺くので格付表によること  
し、格付は臺灣重要礦物増産令による  
事業計畫届出鑛山について鐵務課の分  
析を基礎として専門家の認定にまつも  
のとし、回を重ね格付の適正をはかり  
品質の向上を認めたものは格付を上げ  
低下せるものは引下げる方針である

△最高販賣價格

等級	生産者最高販賣價格(發購車上渡)	卸賣業者(同上)
一 級	一八・六五	一九・〇〇
二 級	一八・一〇	一八・四五
三 級	一七・五五	一七・九〇
四 級	一六・二〇	一六・五五
外 粉炭	一三・五〇	一三・八五
一 級	一五・六〇	一五・九五
二 級	一五・〇〇	一五・三五
三 級	一四・四〇	一四・七五
四 級	一三・二〇	一三・五五
外 粉炭	一一・五〇	一一・八五
一 級	一九・五〇	二二・二〇
二 級	一六・五〇	一八・一〇
三 級	一六・八五	一九・一〇
外 粉炭	一六・五〇	一六・八五
卸賣業者最高價格(同上)	二一・〇〇	

二 等	二二〇・二〇
三 等	一八・八五
一 等	一七・七五
二 等	一七・〇五
三 等	一五・八五

△普通炭	規 格
塊炭	七、二〇〇カロリー以上のもの
基準	六、九〇〇カロリーを基準とし毎一〇〇カロリー
加算額生産者、卸賣業者	・二七
塊炭	六、八〇〇〃
粉炭	六、五〇〇〃
加算額生産者、卸賣業者	・二四
塊炭	七、二〇〇〃
粉炭	六、八〇〇〃

坑調査の報告と復舊案を携へて上京した  
七月八日 (火)  
豊田商相は石炭配車増加を鐵相に要望したと言はれる  
石炭輸送對策協議會が開催された

二 等	二〇・七〇
一 等	一九・九〇
二 等	一八・五五
一 等	一七・四五
二 等	一六・七五
三 等	一五・五五

△船舶燃料炭および移輸出炭	規 格
塊炭	六、八〇〇〃
粉炭	六、三〇〇〃
加算額生産者、卸賣業者	・二四
塊炭	七、二〇〇〃
粉炭	六、八〇〇〃

石炭輸送對策協議會では八日午後二時東京丸の内日本石炭において常任委員會を開催燃料局から入江炭政課長および吉田事務官出席し、過般來調査中の東京港船積状況ならびにその對策に關する經過報告に次いで、九州地方水害に伴ふ七月分配船計畫變更に關する件  
二、八月分汽船による石炭要輸送量に關する件  
三、一般炭交錯輸送調整實行方法に關する件

備考

(イ) 切込炭については塊粉混合の割合により塊炭および粉炭の價格を基準として算出した額とす
(ロ) 等級区分は別表(一)または(二)によるものとす
(ハ) 別表(三)にかゝる特等炭の販賣價格は一應につき本表一級または二級の價格に左表による額を加算するものとす

(一) 船舶燃料炭にして特殊荷役の場合協 定賃金または掛賣を加算す(後略)	・二四
塊炭	六、八〇〇〃
粉炭	六、三〇〇〃

につき協議し八月分要輸送量は來週火曜日決定の運びとなり、九州水害による七月分輸送計畫の變更は水害實狀調査の結果によらねばならぬのでこの調査を待つて決定す

七月七日 (月)  
岡田福礦局總務部長は水害炭

岡田福礦局總務部長は水害炭

岡田福礦局總務部長は水害炭

ることになった

### 七月九日 (水)

外炭の統制方式を統制會準備委員會に於て打合せすることになった

石炭統制會は十一日の官民懇談會によつて設立の第一歩を踏み出し月末團體令の發令と同時に設立の運びとなつたが、現在製鐵用原料炭、瓦斯發生爐用炭として相當重要な役割を果してゐる滿洲、北支および佛印炭の統制方式は統制會内に輸入炭協議會と稱すべきものを設置し、これに外地石炭生産ならびに販賣業者を加せしめ輸入數量その他の問題につき協議することとし外國石炭業者は直接統制會に加入せずして統制されることになつた

### 七月十日 (木)

中島本社相談役、武内事務上京した  
全國各炭田地方へ大臣に代つて重要礦産物の増産促進のため

### 七月十一日 (金)

石炭統制設立準備委員會が開催された

七月十二日 (土)  
中央協和會では半島人礦夫の督勵班を派遣することになつた

炭礦その他に就勞せる半島勞務者のうち契約期間満了の者は最近相當多數に上り引續きこれを定着せしむることは目下の急務とされてゐるが、中央協和會では右に鑑み十一日午後二時半より學士會館においてこれが對策につき協議することになつてゐる、即ち出席者は中央側から企畫院、厚生、内務、拓務、商工、朝鮮總督、石炭聯合會、金屬礦業聯合會、中央協和會、地方側から北海道、岩手、福島、靜岡、兵庫、山口、福岡、佐賀、長崎、岐阜、茨城、神奈川、新潟、山梨、長野、富嶺の一道十五縣關係者で打合せ事項は左のごとくである  
一、半島人勞務者督勵班派遣に關する件  
二、半島人勞務者表彰に關する件

### め翼賛會巡閱班が派遣された

既報のごとく、重要礦産物の増産運動促進と激勵のため、各大臣がそれ／＼全國各地方に行脚の豫定であつたところ時局柄不可能となつたので、代つて大政翼賛會から激勵員が出勤することとなり、先陣の北海道班、前企畫院總裁星野直樹氏および川崎末五郎氏の兩調査委員會が決定、星野氏は六月三十日夜先發、北海道各地で貯蓄獎勵講演のち三日出發の川崎氏と落あひ幾春別炭礦、日鐵輪西工場、常磐炭礦、瀧川人石工場、上別府炭礦、雄別炭礦、夕張炭礦等を視察激勵した、なほ北海道班に引續き常磐地方、九州地方、阪神中國地方の各班も近く繰出すはずで、同巡閱班は産業界の鼓舞並に各礦山等の生産及び生産設備、原材料資材、勞務等の状況につき詳細視察をなし今後の生産擴充への資料を蒐集する派遣員氏名、派遣地及び日程左の如し  
△第一班(大阪府、兵庫縣)  
一、派遣員  
總 務 伍堂 卓雄氏  
調査委員會委員 兒玉 政介氏  
一、日程 七月廿二日より廿八日まで

### △第二班(北海道)

一、派遣員  
調査委員會委員 星野 直樹氏  
同 川崎末五郎氏  
一、目下派遣中

### △第三班(九州)

一、派遣員  
總 務 八田 嘉明氏  
事務局參與 藏原 敏捷氏  
調査委員會委員 町田辰次郎氏  
一、日程  
七月十日より十六日まで (八田氏)  
七月十一日より廿五日まで (町田氏)

### △第四班(東京以北)

一、派遣員  
調査委員會委員 廣瀬 久忠氏  
同 松村 光三氏  
一、日程 七月十一日より廿二日まで

### △第五班(中國、四國)

一、派遣員  
事務局參與 大島陸太郎氏  
調査委員會委員 竹内 可吉氏  
一、日程 七月十六日より廿五日まで

### 三、半島人勞務者就勞職場の勞務保職員講習會開催に關する件四、その他

### 七月十三日 (日)

石炭戰士慰問の爲、大政翼賛會總務八田嘉明氏が西下して來た

### 七月十四日 (月)

石炭礦業聯合會では短期炭礦勞務者獲得の爲、勤勞報國隊を町村毎に結成せしむることになつた

石炭礦業聯合會では石炭増産の基本條件たる炭礦勞務者確保に全力を注いでゐるが、更に農閑期に於ける農村勞働力の短期間吸收をはかるべく厚生省、商工省と連絡をかり積極的に勞務者獲得運動を起すことになつた、即ち現在の炭礦勞務者募集と併行して七月九月間に於ける比較的閑散な時機を利用して短期勞務者として農村勞働力を計画的に動員し増産目的の達成を圖らんとするものである、

その方法としては從來區々に存在した農村勤勞報國隊を各町村毎に統一的に結成、各炭礦と町村報國隊と緊密なる連絡の下に一隊を二十名として最低四十日間の短期坑内勞働に従事せしめんとするもので新規試みとして注目される

石炭礦業聯合會では勞務者移動禁止策について研究中である

石炭礦業聯合會では政府の石炭増産方針に順應するため増産諸種の對策を講じつつあるが、現下の勞務需給の現状に徴し餘程思ひ切つた勞務對策を講ずるに非ざれば豫定量の出炭を確保することは困難なりとの結論に達し勞務者の移動防止強化、勞務強制徵用、一人當り出炭能率の向上に關する具體策の研究に着手した、すなはち、勞務者移動防止に關しては十月頃から勞働手帳制度が設けられ今までは多少移動率は低下するものと豫想はせられるが、移動防止の根本對策とはなり得ず結局移動禁止といふ徹底せる措置を要望して居り、また積極的勞務充足對策としては強制徵用の如きこと

とを實施する必要があるとしてゐる、しかし移動防止などの措置により徹底的に移動が少くなれば現在稼働中の勞務者をもつても充分政府の期待する程度が増産が豫想される、かゝる勞務者対策と呼應して勞務者の物心両面の生活能力を昂め、た勞務者が能率を昂める必要上坑内條件を整備すること、すなはち通風を完全にするとか人車を新設するとか種々の対策が必要であるとしてゐる。

### 七月十五日 (火)

燃料會館の建設が具體化し寄附四十萬圓を突破したと言はれる。

石炭統制會長の権限について

取沙汰されてゐる。

石炭統制會設立準備委員會は来る十八日第一回委員會を開き統制會具體的機構並びに地域別統制會具體案の作成に着手することになつてゐるが、統制會運用に重大なる關係を有する統制會長に附與せられる権限については未だ政府當局より正式に發表され

ず今後機構問題と並行的に商工省準備委員會との間に協議決定されることになつてゐる、

しかしして商工當局の意圖する権限は出来るだけ強力なものとしその運用を圓滑ならしめんとする意向を有してゐるもの、與へられる具體的権限としては、

- (一) 生産計畫の設定ならびに遂行に關する権限
  - (二) 資材配分に關する権限
  - (三) 石炭に關する調査権限
  - (四) その他石炭事項遂行に附隨する権限
- 程度に止められ企業整備統合に關する権限のごときまた會社首腦部更迭に關する権限などの強権は附與しない方針である、しかしながら企業整備統合は現下の資材勞務手當の状況、炭礦自然状況などにかんがみ、會社整理統合は不可避の實状であるので、統制會としては必要量と質を確保するために會社統合を斷行せねばならぬ絶對的要請によりこれが具體案作成の権限は附與せられこれが實施に當つては商工當局の認可を要することとなり實際問題として企業整備統合にはならん支障を生ぜぬ

ものと豫想される。

### 七月十六日 (水)

日本石炭の機構改革が再燃して來た

石炭統制會は八月中旬頃までには設立の運びになつてゐるが、商工省では統制會設立前に日本石炭機構改組を行ふべく目下準備を進めてゐる、即ち石炭統制會設立の際には現在日本石炭において行つてゐる炭價配給統制に關する企畫の如きは統制會に移管し、日本石炭は配給の實施機關となるのでこれに伴ふ組織及び人的構成の改革を行はんとするものである、

しかしして機構改革案としては日本石炭の企業部において行つてゐる炭價統制に關する事項の中政治的、企畫的事務は全部統制會に移管し現在の企畫部はこれを縮少し政府は償金事務取扱および炭代精算事務機關化する反面統制部はさらに強化し配給統制實施機關として充分の機能を發揮せしむるものとしてゐる、これが具體案として各社の所有する販賣機關を日本石炭に吸収する案も考へられてゐるが、差當つては重大なる

摩擦を排除する意味でこれが實行は見合せ漸次配給統制を強化する意向である

さらに日本石炭の統制事務の圓滑と統制會人事とを隔み合せ全般的石炭統制を圓滑ならしむる見地から日本石炭の人事異動を行ふが異動の方針としては従來日本石炭人事が三井財團偏重人事であつたため兎角統制事務に支障を來してゐた事實に鑑みこれを是正する見地から古田副社長の勇退を求め同氏後任は目下のところ適任者が無い實狀に鑑み副社長制は廢止し専務理事制とする方針で専務理事として澤田企畫部長の昇格が有力である、しかしして企畫部長後任としては國崎副部長の昇格有力でその他は大體現狀維持の方針である

### 七月十七日 (木)

石炭鑛業聯合會の臨時總會、石炭統制要綱につき協議した

### 七月十八日 (金)

石炭統制會第二回準備委員會が開催された

### 七月十九日 (土)

商工省では日本石炭と協議の結果水害復舊資金の融通を行ふことになつた

商工省燃料局では過般の九州地方の水害に對し、中小炭礦からその復舊資金融通の方を要望あつたに對し日本石炭會社と協議の結果、差當りこれが復舊資金を日炭から融通することとなり、十九日燃料局津田炭部長の許に山本平八(互助會社長)、中野敏雄(西部石炭社長)、梶本吾市(宇部石炭社長)、伊藤卯四郎(筑豊探炭組理事長)、澤田慎一(日炭企畫部長)諸氏の參集を求めその旨示達した、右に伴ひ日炭では若松支店が中心となり福岡鑛山監督局に連絡の上、直ちに調査するが遅くも今月中には調査を完了し來月初旬貸出を開始する方針である、九州地方水害復舊應急資金融通要綱は左の如し

- 一、日本石炭會社は罹災中小石炭生産業者(年産卅万噸未満の鑛業権者に限る)に對し左記條件に依り復舊應急資金を融通すること

(一) 復舊資金融通の目的たるべき炭礦は復舊確實にして將來増産の見込あるものに限る

(二) 融通期限は二ヶ年以内とすること、但し三ヶ月以内の据置期間を設けるとを得

(三) 融通利率は日歩一錢五厘とする事但し三ヶ月以内は利子を免除する事を得

(四) 日本石炭會社は復舊資金の融通を受けたる生産業者に對し支拂ふべき炭代差金中より元利金を差引き回収することを得

(五) 指定會社を經由して炭代差金を支拂ふときは日本石炭會社は指定會社に對する支拂差金中より前號の回収を爲すことを得

(六) 復舊資金の融通を受ける生産業者は日本石炭會社より受取るべき炭代差金を擔保に供し、其他日本石炭會社の必要と認むる擔保又は保證を提供す

- 二、互助會石炭會社、西部石炭會社及び宇部石炭會社はその所屬罹災生産業者の日本石炭會社に對する復舊資金返済につき連帶保證の義務を負ふ

【註】筑豊採炭組合の役員は組合員たる羅  
災生産業者の日本石炭株式会社に對する  
復舊資金返済に付連帯保證の義務を負ふ  
三、石炭統制會の設立に伴ひ指定會社を改  
組する際新指定會社は夫々その所屬罹災  
生産業者に關する前項の義務を承繼すべ  
きものとす  
四、日本石炭會社は復舊資金の融通先及び  
融通金額に付福岡礦山監督局の承認を受  
けること  
五、日本石炭會社復舊資金を融通したると  
きはその都度燃料局及び福岡礦山監督局  
に報告すること

七月二十日 (日)

小倉新蔵相は重要物資の値上  
は行はず、補助金政策を續行  
すると言明した

七月二十一日 (月)

武内本社事務歸若した

七月二十二日 (火)

福礦局では水害炭礦の融資基

準を定めて互助會外各團體に  
提示した

福礦局では二十一日の會議に基き二十二日  
同局に管内中小炭礦團體代表武内互助會專  
務、萩木西部石炭聯專務、矢田部宇部礦業  
組合主任、伊藤筑豊採炭組合長らを招致し  
徳川日炭監査課長、石橋同社若松支店長列  
席のもとに水害復舊資金の融通に關し重點  
主義的融資の見地から融資規程を提示し、  
各團體とも遅くとも今週末までに融資規程  
該當炭礦の融資希望總額を提出するやう通  
達した、しかして提示された融資規程は一  
般的抽象的であるが、ある程度弾力性をも  
たせたものでこれにより相當数の整理は不  
可避とされてゐる、融資規程として提示さ  
れない炭礦は次の通りである  
(一) 保安上その他の理由により復活を不  
可とする炭礦  
(二) 復活の見込なき炭礦  
(三) 信用不確實にして復舊資金返済の見  
込なき炭礦  
(四) 炭質粗悪にして復舊せしむる價値な  
き炭礦

七月二十三日 (水)

滿洲國に於ても石炭統制を強  
化する事になつた

(五) 現在出炭なき炭礦又は出炭極めて僅  
少な炭礦にして將來増産の見込なき炭礦  
石炭統制會設立要綱では外地ならびに滿支  
は別個に統制會を設け、これを統轄施行す  
べき連絡協議會を設置することになつてお  
るが滿洲國政府の意向を綜合すれば滿洲産  
業が建國當初より政府の嚴重な統制下にお  
かれてゐる建前から新たに石炭統制會を設  
ける必要はなく現在の政府の統制方針を強  
化して石炭統制會に代はる統制機構を設け  
ることとなる模様である  
もつとも現在滿洲炭業者間に存在する自治  
統制機關石炭協議會を改組擴充、これに強  
力な統制権を附與して事業上の統制會とな  
しめる案も一部に考究されてゐるが統制會  
設立の主要目的たる物動關係、生産配給の  
割當業務はすでに政府で行つてゐるので大  
體前記方針にもつき石炭統制機關の整備  
を行ふものと見られる  
本社重役會並に臨時株主總會

を開催した

七月二十四日 (木)

中平若松合同石炭社長石炭課  
新設の陳情を行つた

石炭統制は今後益々強化されるべき成行きに  
あり全國有数の石炭縣たる福岡縣として生  
産配給、消費各部面に亘つて至大の關係が  
あり縣下の重大産業に關する行政上の指導  
監督乃至は助成を完うするため福岡縣廳内  
に獨立の石炭課を設置すべきである、とい  
ふので若松合同石炭會社社長中平竹三郎氏  
は代表委員と共に廿四、本間福岡縣知事、  
竹谷經濟部長を訪問、文書を提出石炭課新  
設の陳情を行つた  
縣側としては福岡礦山監督局との關係等に  
照し、行政機構の根本的建前の上から難色  
ある模様であるが、當業者側としては石炭  
行政に關し福岡縣が指導力を有する必要が  
あり、そのためには常時有力な資料を整へ  
業界の全般を觀察調整するに足る、獨立機  
構を要すべく、更に現行の石炭統制度の内  
地方長官に委任されたる部分の事務的處理  
の上にも絶対に石炭課は必要である、とな

し何等かの新施設の實現を期待して居る

七月二十五日 (金)

石炭統制會設立準備小委員會  
が開催された

西部石炭鑛業聯合會では、評  
議員會並に總會を開催した

七月二十六日 (土)

若松水陸兩署では石炭の一齊  
檢査を終つた

戰時體制下その必要は血の一滴のガソリ  
ンクにも匹敵するといはれる、石炭の品位  
價格の一齊檢査を去る十五日から十日間全  
市内に互り斷行してゐた若松水陸兩署にそ  
の結果を打診して見ると  
陸署係官談  
「まだ取調中だし統計も取れないが概して  
惡質違反者はなかつたが今後も引續き取  
締の手を緩めず不法行為を摘發斷手法の  
メスを加へる方針だ」

水上署係官談

「目下縣で分析中での回答が來ないこと

七月二十七日 (日)  
樺太炭はこれを一元統制する  
ことは困難なりと見らるゝに  
至つて來た

七月二十八日 (月)

福礦局では鑛區の整理統合を  
斷行することになり準備中  
ある

七月二十九日 (火)

採炭技術懇談會が開催された  
福岡礦山監督局後藤寺支所では災害を未然

に防ぎ石炭増産の一翼を担うべく二十九日午前十時から後藤寺町役場樓上に郡内重要炭山の採炭技術者を集め採炭技術懇談會を開催  
三菱方城炭坑森本技師その他が突出、自然發火、及び水害對處策等に關し實例を擧げて防止方法を説明、更に當局から爆薬及び電氣器具に關する取締法規を説明正午散會した

### 七月三十日 (水)

英政府は英國及びその屬領諸港に於ける邦船の石炭積込を禁止した

總動員審議會に於て産業團體法要綱の審議が行はれた

政府は國內の臨戰體制整備のため國家總動員法を逐次全面的に發動することとなり、その第一歩として金屬類の特別回収、重要産業團體、港灣運送業の統制、配電統制に關する四勅令案要綱を企畫院を中心として關係各省間で協定し、各要綱の細目につき引續き打合せ中であつたが、準備

備漸くなつたので三十日午後二時首相官邸に國家總動員審議會第十六回總會を開いた

總裁たる近衛首相、副總裁たる鈴木企畫院總裁をはじめ左近司商相、村田通鐵相政府側委員長富田内閣書記官長、村瀬法制局長官ほか各省次官並に關係官民側より貴衆兩院議員をはじめ審議會改組によつて新に補充された各委員ら出席、四勅令案のうち  
(一) 金屬類の特別回収に關する勅令案要綱(國家總動員法第八條第五條關係)  
(二) 重要産業團體に關する勅令案要綱(同第十八條關係)

の二要綱に關する政府諮問を議題として鈴木企畫院總裁司會の下に審議に入り、夕刻まで活潑な論議を重ねた

### 七月三十一日 (木)

### 八月一日 (金)

北支炭の現地値上げを實施し、應當り三圓五十錢高となつた  
福礦局管内全炭山一齊に炭坑生産擴充強調期間を實施した

よりは一日に二十錢の申譯金を礦業報國會に拂込ませ礦業報國會費、公傷者見舞金のために使用する

### 八月四日 (月)

福礦局と炭礦で能率増進の審議會を設置に決定した

福礦局監督局では、石炭生産強調週間に於いて、各炭山勞務者の能率増進を圖り以て出炭報國に邁進すべく、管内各炭山に能率増進對策協議會を設置せしめ左の件を調査審議せしめることとなつた

- 一、勞務者一人當り出炭量の増加策
- 二、昭和十年以降における能率減退の状況調査及びその理由の究明
- 三、半島出身勞務者の能率情況の調査及び之が向上對策
- 四、施設の機械化方策
- 五、作業現場の改善及び勞務者の配置
- 六、季節及び就業時と能率の關係
- 七、作業交替制
- 八、作業場における作業時間と休息時間

### 八月二日 (土)

九大山田教授が北樺太の石炭調査に向つた

九州帝大工學部探礦學教授山田積博士は礦業科學動員のプレイントラストの一員として政府の委嘱で豊富な鐵産資源を藏したまま未だ充分なる開發の手が伸ばされてゐない北樺太西海岸の石炭礦區に挑戦してこれが調査に當ることとなり、二日夕博多驛發現地向つたが、その調査の結果は日本の石炭資源に輝かしい光明をもたらすものと期待されてゐる

### 八月三日 (日)

移動缺勤審査委員會を設置せらるることになつた

礦山の生産力擴充を行ふためには勞力の充足が必要であるが、勞務者募集の方法によつては新規勞働力を吸収することは不可能な状態であり、かつ強權による勞務配置の問題は中央に難色があり實現は困難視され喫緊とされる勞務者の移動、缺勤防止の現状は施設のよい礦山を迫つて移動するのでなく規律訓練の嚴しいのが嫌で放縱な方に

との關係

九、勞務管理組織の整備

十、賃金額及び賃金支給方法

十一、その他能率増進に關する事項等  
しかしてこれ等の諸件について各炭礦において樹立したる對策及び調査の結果報告に基づき福礦局ではこれを審議實行に移すこととなつたが、これら能率増進對策協議會の總元締機關として近く局内に能率増進對策審議會を設置することとなつた、なほ右審議會の委員は局内係官、主なる礦山の協議會の代表者を以て組織する筈である

### 八月五日 (火)

水害による減炭の爲商工省では大手筋に割當増加を行ふことに決した

九州、常磐地方における炭礦水害により出炭計畫は相當の齟齬を來し目下燃料局では下半年配給計畫と睨み合せ増産計畫に再検討を加へてゐるが、この水害による減炭をカバーするためには大手筋炭礦の増産を一層強化する必要を豫め下半年における出炭割當をさらに増加する意向を有し業者側の

移動する傾向があるに鑑み(移動の悪質なもの)は現在勞務者數の約三割(福岡礦山監督局では管内年産十五萬トン以上の各炭山に礦業報國會移動缺勤審査委員會を近く設置することになつた、同委員會設置要綱は次の通りである)

一、目的 國民勞務手帳の實施に先立ち自主的に礦山勞務者の移動を防止し缺勤を減少せしめ礦業報國に邁進させる

二、名稱 礦業報國勞務審査會と稱す  
三、組織 礦業報國會の一事業として審査委員長には所長または礦長、委員は原則として礦業報國會員をもつて充てる、但し地元官公吏(特に警察官)にして會議に出席し得る若を臨時委員とする一礦山に一審査委員會、坑口毎に支會を設ける

### 四、權限

- (イ) 退職事由の審査および許可の決定
- (ロ) 缺勤理由の審査
- (ハ) 處置 理由なき退職者に對し承諾書を與へざること、理由なき缺勤者を

積極的協力を要望してゐる、すなはち下半年における石炭需要量に順應するためには減炭分を是非とも大手の増産に期待するより外はなく、依て燃料局としては下期の出炭割當を増加すると共にこれに必要な資材、勞務は相當無理をしても確保し優先的に供給する意向で調査を進めてゐる。

### 樺太の貯炭増加―船腹不足打開が要望されてゐる

樺太炭の増産は最近極めて好調一途を辿り大型豫定數量に達してゐるが、大型汽船による外は同炭の輸送は船腹不足によりかなり困難を感じ埠頭、山元に相當の貯炭が出来ざる有様で今後船腹不足打開策が講ぜられない限り出炭を抑制せざるを得ない状態であることは注目されるすなはち燃料局人見事務官は豫ねてから二十日間にわたり樺太炭の出炭状況を視察し歸朝したが、同氏の視察談によると勞務、資材の不足を克服して増産は極めて順調に進んでゐる、しかし何分にも輸送が仲々思ふやうに行かぬので此まゝでは或ひは多少出炭を抑へると

となるのではないかとの懸念があるから輸送の圓滑化をはかることが最も急務である。

### 石炭輸送對策協議會役員會が開かれた

石炭輸送對策協議會では五日午後二時日本石炭において役員會を開催、左記四件につき協議した。

- 一、港灣運送業統制令實施について遞信當局者の説明
- 一、北海道各坑七分積合算積
- 一、大阪、若松曳船相互利用
- 一、海上運送契約書の件

### 八月六日（水）

#### 鑛山勞務者對策が建議された

日本金屬鑛業聯合會では過般來鑛山勞務者對策につき石炭鑛業聯合會との共同勞務委員會において根本對策を立案起草中であつたが六日帝國ホテルに理事會を開き協議の結果決定を見たので近く兩團體の共同意見書として政府に建議することとなつた。

### 門鐵局主催の下に石炭輸送懇談會が開催された

本年下半期の石炭輸送對策に處する門鐵局主催の石炭輸送懇談會は六日午前十時から若松石炭商組合事務所で開催、熊選局日本石炭をはじめ大手筋、互助會、西部石炭、筑豊探炭、海運關係などの各代表者、門鐵局から喜多運送部長、白上貨物課長、利田副參事、久保田門司運事所長、若松、戸畑兩驛長など約六十名出席、喜多運送部長の挨拶があつてのち

- 1 水害復舊對策および本年度下期以降の出炭見込み並に今後の増産計畫
- 2 海上輸送の現況並に將來について

- (イ) 汽船
- (ロ) 機帆船
- (ハ) その他

- 3 關門海底トンネル開通後の石炭輸送について
  - 4 石炭統制會について
- の四項目を議題として業者側と意見の交換をとり午後二時すぎ散會した。

### 八月七日（木）

### 互助會炭販賣統制組合創立總會が開催された

### 八月八日（金）

筑豊探炭組合では斤先業者に關して陳情を行つた。

石炭統制會の設立を間近に控へて鑛業權者でない筑豊探炭組合員はじめ斤先業者の處置が問題となつてゐるが右に關し筑豊探炭組合では次の如き見解を持してゐる。

即ち月産二千噸程度の斤先業者にあつてはその經營は家内工業的で家長を中心にして仕事してをり大手筋などの如く諸施設なども整備されてゐない従つて次々に發せられる政府の指示を一々のみこんで實行することは困難で、かゝる特殊事情にある斤先業者を個々に統制會に加盟させることは兩方にとつて不便であり三十萬噸以下の山は地區統制會を結成せしめて中央統制會に所屬させるやうに全部の斤先業者を一つの組織體として地區統制會に加盟すべきだとしてゐるなほ同組合では大要右の如き意見をこの程福鎮局、商工省に建議した。

### 八月九日（土）

#### 炭礦の防水督勵に福鎮局から技師を派遣することになつた

八、九月の兩月に亘つて展開される石炭生擴強調週を契機として福鎮局監督局では過般の水害に鑑み被害の有無を問はず管内石炭山全部に對して防水工法の樹立を實行せしめる事となり特に優秀なるものに對しては増産炭礦表彰と共に表彰する豫定で近く同局技師を各炭山に派遣督勵することとなつた、しかして防水工法の樹立實行は坑口、坑道、古洞に對する措置で

- (イ) 坑口は今後地表水の流入せざる様その位置を高むること等
- (ロ) 軟弱なる地層中の坑道又は水の浸透する怖ある坑道は堅牢なる岩盤に達する迄コンクリート乃至煉瓦まきをなさしむること
- (ハ) 古洞については之を徹底的に調査せしめ水害惹起の怖あるものについては密閉堰壁の築造その他の方法により防水設備をなさしむること

### 八月十日（日）

炭礦の納屋制度を鑛山直營の寮制度に改革を斷行されることになつた。

常盤炭礦水害復舊費として約百萬圓を日本石炭より貸出すこととなつた。



### 互助會ハツチ

本會職員もその數三百名を越え、同じ職員であるが互に顔も知らないでゐることもまゝあつたが、こんど後ればせながら徽章も出來て八月一日から一齊に胸につけることになつた、圖案は極くアツサリしたもので石炭色の中に互を浮出させてあるだけ。或る人の曰く「互助會の粗朴でアツサリしてゐる所はこのマークをつくりだ」と。

# 石炭鑛業採掘權設定並二移動

(七月中)

## 石炭採掘權設定

鑛區番號	鑛區位置	鑛區面積	鑛業權者
福岡 一、三八二	山門郡東宮永村西宮永村大和村三橋村	九九五、〇〇〇	山門炭鑛株式會社
福岡 一、三八三	三池郡高田村、開村大牟田市	八八二、三〇〇	同 右
福岡 一、三八四	山門郡兩開村三池町高田村	八〇六、〇〇〇	同 右
佐賀 四六七	佐賀郡久保田村 小城郡中津町芦刈村	九六七、八五〇	東杵島炭鑛株式會社

石炭採掘權移動			
採掘番號	鑛區位置	舊鑛業權者	新鑛業權者
山口 五〇五	宇部市	東 郷 重 隆	日本生産鑛業株式會社
佐賀 三四三	東松浦郡嚴木村	三菱鑛業株式會社	北 島 廣

熊本 一九二	天草郡福木村	藤 田 興 兵 衛	山 田 德 太 郎
福岡 一、二四九	粕尾郡須惠村	鹽 川 吉 次 郎	是 枝 宗 一 郎
山口 三五二	厚狹郡船木町	小 田 萬 藏	原 田 富 八
山口 三六二	厚狹郡船木町	同 右	同 右
山口 四〇五	厚狹郡船木町	同 右	同 右
福岡 八八一	嘉穗郡大隈町	佐々木幸恕	伊藤卯四郎
福岡 八三〇	嘉穗郡稻築村大字山野	六月號記載誤記ニ付訂正	黒川尙夫

編輯後記

經濟新態勢の基本要綱に基く重要産團體令、同法施行規則も引續き公布され今や産業團體は臨時態勢へ新發歩し國家要請の生擴へ一踏邁進する運びとなつた石炭部門に於ては中央の統制會と併行し地域別による統制組合の誕生も目睫に差しせまつた即ち福嶺局管區では去る九日統制組合設立準備委員十三名が囑託され十二日第一回委員會を開催し十月三日愈よ創立總會を開くべく諸般の準備も整へられた。今更ら縷述する迄もなく統制會は生産的職分を果たすために國家的自覺に立ち自主的の共同の機關をもつて業界の自發的創意と責任において國策に協力する體勢である、故にその權能においても政府の經濟計畫の立案に參畫するばかりでなく實施計畫の樹立に參照しての遂行

の責任を負ふことゝなつてゐる、我々業者は緊迫したこの未曾有の時局を篤と認識し國益優先、ただく臣道實踐を期すべきである。

本八月號にはわが國戰爭文學の最高峰であり現代文壇の中堅作家、實踐の文學者として當代第一人者火野葦平氏が「五平太のこと」の特別出稿があつたことは本會の誇りとするところである、此後機會ある毎に乞ふて掲載し度いと思ふ。



互助會報・第六卷第八號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共  
半年分 金壹圓八拾錢同上  
一年分 金參圓六拾錢同上  
料金は前金の事

昭和十六年八月廿五日印刷納本  
昭和十六年八月廿八日發行

石炭鑛業互助會

發行所 福 戸 道 康

編輯人 若松市老松町三丁目

印刷人 森 六 郎

印刷所 若松市老松町三丁目

印刷所 森 印刷所  
電話二〇三番

發行所 福岡縣若松市本町二丁目  
石炭鑛業互助會

電話 四七六九番  
七〇九番

營業品目

ギヤートモーター  
コールドドリル  
電氣捲揚機  
タービン唧筒  
空氣壓縮機  
ロツクドリル  
ピツクハンマー  
ピツクスチール  
排送風機  
ヒツパラー  
エヤーホース  
サクシヨンホース  
各種パツキシダ  
全鋼製チエンプロツク  
工作機械及工具

鐵工部開設

キヤリヤー・打抜チエン・炭車金物  
鑄造品・鍛工品・外一般製作

奈須野機械製作所九州出張所  
エーゼーゴム洋行九州出張所  
O.K.式コールドリル500型發賣元

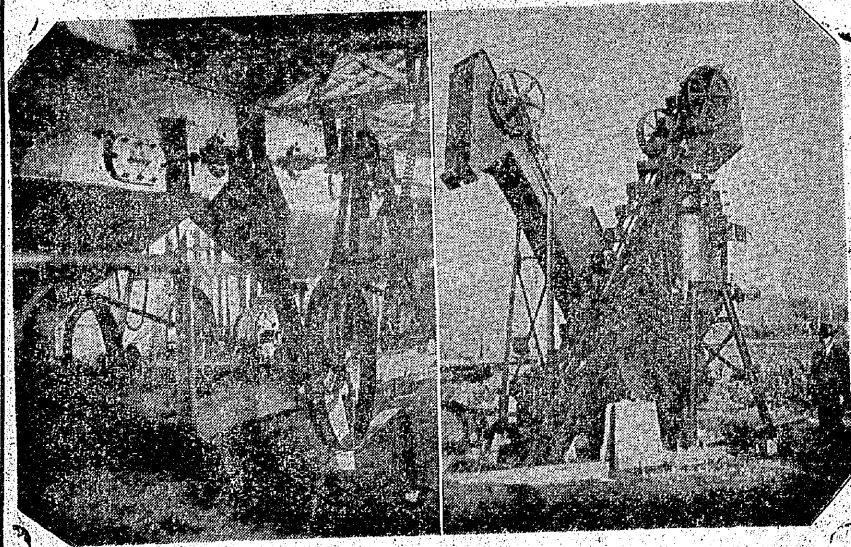
カバ シマ  
椋 島 商 會

福岡市上呉服町五番地  
電話東③二四八〇・二四八一番



# 力威新之界機洗水炭石

用採御所究研料燃省工商賜



機取採粉微式和々千許特賣專

機洗水式和々千許特賣專

## 長 特 之 機 本

- |                    |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |         |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| (即納機在庫)<br>(說明書贈呈) | 五、機械簡牢 設備低廉 | 四、操作簡單 常費輕微 | 三、排滴完全 採粉高率 | 二、除砂完行 灰分低下 | 一、微粉採取 粉炭水洗 | 五、敷地狹少 設備低廉 | 四、機械簡牢 故障絕無 | 三、調節自在 炭種不問 | 二、選別顯著 再洗不要 | 一、累進昇流 吸引絕無 | (設計應依頼) |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|

## 所作製和々千

壽和々千主所  
(番三二一話電) 町衣羽市方直縣岡福

最高級 最高馬力用 日本一品質

## 印ブレキライニング

(在庫品豊富)

### ブレキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードブレキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製ブレキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高壓の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御使用を。

最高級のブレキライニング 本品の右に出る物なし

印 ニューマチックホース  
アマノ式ベントスリーブ 發賣元  
アマノ式C.Tプロテクター

## マコト護謨工業所

代表者 天野 靖市郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト  
電話 西 〇 4 6 7 8 番 振替 福岡 16695 番

# 鑛業報國

行けよ鑛山銃後の線

鑛業へ我も興亞の戦士



福岡地方鑛業報國聯合會

## 營業科目

鑛山機械、選鑛機、製鍊機  
 攪洗炭機、輸送機、昇降機  
 捲揚機、製鐵機械、化學機械業  
 設計製作、据付並ニ工事監督  
 土木建築設計監督並ニ工事請負



# 株式會社 永田製作所

本社及工場

福岡縣若松市常盤町三丁目

電話特一、七五〇番(五)

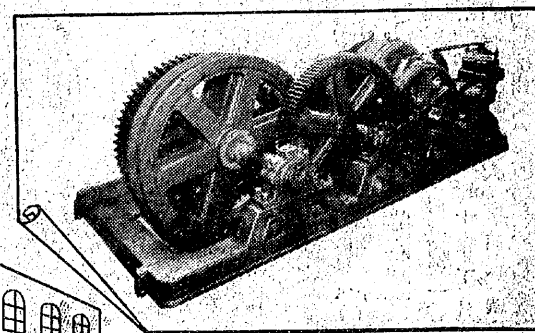
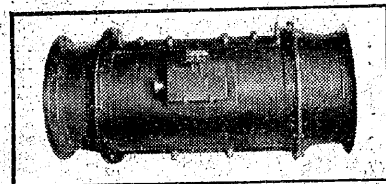
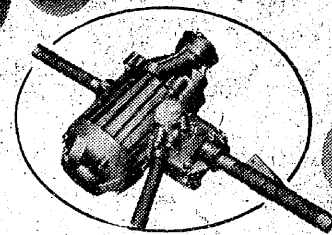
東京事務所 東京市港町 電話九ノ内33 四、六〇九番  
 札幌營業所 北海札幌 電話四、五二〇番  
 新京出張所 滿洲國新京 電話四、五一〇番  
 阜新出張所 滿洲國錦州省阜新縣 電話六、五九五番  
 北滿出張所 滿洲國安東省穆稜山縣滿道寬明街一〇四號 電話二二九番  
 一四五番

三八番  
 十番

昭和十六年八月二十七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日発行)  
 昭和十六年八月二十五日印刷  
 昭和十六年八月二十八日發行

石炭鑛業互助會報 發行所 若松市本町二十日 石炭鑛業互助會

礦山界、麒麟兒!! 好哥嘖々列!!!



株式會社千代田製作所

石炭礦山用電機機械專門製作

刊主録進呈

本

東京出張所

福岡支店

大阪市西淀川区佃町一三番地  
 電話(45)代表七三五八番  
 東京市神田区錦町三丁目一番地  
 電話神田(25)三〇八一番  
 福岡市上小山町一二番地  
 電話東(2)五〇五六番